

平成30年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成30年3月8日）

| | |
|---------------|----|
| 議事日程（第2号） | 37 |
| 日程第1 一般質問 | 39 |
| 1. 山内 実貴子 議員 | 39 |
| 2. 垣内 秋 弘 議員 | 48 |
| 3. 谷 口 整 議員 | 61 |
| 4. 今 西 久美子 議員 | 71 |
| 5. 谷 口 重 和 議員 | 86 |
| 6. 藤 本 英 樹 議員 | 95 |
| 7. 浅 田 晃 弘 議員 | 98 |

平成30年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月8日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山内 実貴子 議員
2. 垣内 秋 弘 議員
3. 谷 口 整 議員
4. 今 西 久美子 議員
5. 谷 口 重 和 議員
6. 藤 本 英 樹 議員
7. 浅 田 晃 弘 議員

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-----|-----------|----|
| 議長 | 12番 | 田 中 修 | 議員 |
| 副議長 | 1番 | 谷 口 重 和 | 議員 |
| | 2番 | 松 本 健 治 | 議員 |
| | 3番 | 垣 内 秋 弘 | 議員 |
| | 4番 | 馬 場 哉 | 議員 |
| | 5番 | 浅 田 晃 弘 | 議員 |
| | 6番 | 原 田 周 一 | 議員 |
| | 7番 | 山 本 精 | 議員 |
| | 8番 | 藤 本 英 樹 | 議員 |
| | 9番 | 山 内 実 貴 子 | 議員 |
| | 10番 | 今 西 久 美 子 | 議員 |
| | 11番 | 谷 口 整 | 議員 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 町 | 長 | 西 | 谷 | 信 | 夫 | 君 |
| 副 | 町 | 田 | 中 | 雅 | 和 | 君 |
| 教 | 育 | 増 | 田 | 千 | 秋 | 君 |
| 総 | 務 | 久 | 野 | 村 | 観 | 光 |
| 健 | 康 | 光 | 嶋 | | 隆 | 君 |
| 建 | 設 | 野 | 田 | 泰 | 生 | 君 |
| 教 | 育 | 黒 | 川 | | 剛 | 君 |
| 総 | 務 | 清 | 水 | | 清 | 君 |
| 企 | 画 | 奥 | 谷 | | 明 | 君 |
| 税 | 住 | 長 | 谷 | 川 | み | どり |
| 介 | 護 | 廣 | 島 | 照 | 美 | 君 |
| 健 | 康 | 立 | 原 | 信 | 子 | 君 |
| 建 | 設 | 垣 | 内 | 清 | 文 | 君 |
| プ | ロ | 山 | 下 | 仁 | 司 | 君 |
| 産 | 業 | 木 | 原 | 浩 | 一 | 君 |
| 上 | 下 | 青 | 山 | 公 | 紀 | 君 |
| 会 | 計 | 馬 | 場 | | 浩 | 君 |
| 社 | 会 | 岩 | 井 | 直 | 子 | 君 |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 村 | 山 | 和 | 弘 | 君 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 岡 | 崎 | 貴 | 子 | 君 |

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それではただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○9番（山内実貴子） 皆様、おはようございます。

9番、山内実貴子でございます。久しぶりの1番での質問ですので緊張度も大きいのですが、明快にはいかないかもしれませんが、一生懸命質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、防災対策についてでございます。

本年は阪神淡路大震災から23年、東日本大震災から7年を迎えます。災害は決して忘れてはならない教訓や課題を教えてくださいますが、年月を経るにつけ、ついついそういう教訓や課題を忘れてしまいがちになります。それでも災害はいつ起こるかわからない、だからこそ、いざというときの備えが必要となります。災害時、日ごろの備えである自助とともに隣近所での助け合いが重要と考えられます。

宇治田原町でも、各自治会や区によって自主防災会が発足され活動をしていただいておりますが、その地域によって意識の持ち方に違いがあるように思います。自主防災会の活動は地域性があつて、それぞれの特徴に合わせたものであつていいと思います。ただ、全体のコーディネーターとして行政がまとめ役と情報発信など啓発も含めた役割を担っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、本日、明日と2日間にわたり、平成30年第1回町議会定例会におきます一般質問ということでご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、先月25日に閉幕いたしました平昌オリンピックでは、日本勢の活躍により過去最高となる13個のメダルを獲得いたしました。その感動を引き継ぎ、いよいよあすから、パラリンピックが過去最多となる49カ国・地域の選手の参加により開催されます。今大会では、前回のソチ大会の6個を上回るメダル獲得に大きな期待をしておるところでございます。また、今回のオリンピック・パラリンピックが、さらに世界平和につながればと期待をするところでございます。

本日は7名、あすは4名の議員各位から質問をいただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確に、そして簡潔にご答弁を申し上げたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの山内議員のご質問につきましては、清水総務課長のほうからご答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 皆様、おはようございます。

ご答弁申し上げます。

自主防災組織につきましては、平成17年に自主防災組織検討委員会を設置し、各区、自治会と協議を行う中、平成25年8月には全ての区・自治会において、自主防災組織を発足していただくことができました。

本町としましては、各自主防災会の訓練につきましては、町として支援できる部分、また、京田辺市消防署宇治田原分署で指導いただく部分など、細かな打ち合わせをさせていただき、訓練の実施計画策定のお手伝いをさせていただいているところでございます。ご要望があれば、地元で開催される自主防災訓練の打ち合わせ会議にも出席させていただいております。

自主防災訓練は、あくまでもそれぞれの自主防災会が地域の特徴に合わせた形で訓練を積み重ねていただき、災害時に備えていただくことが基本であると考えているところでございます。町といたしましても、町総合防災訓練でいろいろな訓練を体験していただき、それぞれの自主防災訓練に生かしていただくとともに、訓練内容につきましても積極的に情報提供してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 自主防災会の活動は、それぞれの地域の特徴に合わせた形で訓練を積み重ね、災害時に備えることが基本ということを確認させていただきました。また、災害や災害による教訓について、より身近に大切な取り組みと感じられるように、1. 17、3. 11、また9月の防災の日など、節目を捉えて行動していくことも大切だと考えています。積極的に情報提供をしていくとのご答弁でしたので、例えば情報源として、自主防災会だよりのようなものを発行してはどうかと提案し、次の質問に移ります。

自動販売機に電光掲示板をとということについてです。

災害時、水や飲み物の供給は不可欠です。本町では災害時、総合文化センター、住民体育館の飲料水の自動販売機が災害対応となっていると認識しております。また、災害用として飲料水の備蓄、確保をしているともお聞きしておりますが、災害用自動販売機も有能なシステムと考えております。中でも、電光掲示板が設置されているタイプの自販機は、情報発信の場にもなります。これは、災害時、一斉に情報を流すことができるものとして有効です。今ある災害対応の自販機には災害対応と明記し、更新時には電光掲示板タイプにするなど、町の取り組みを見える化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご質問にありました町総合文化センターや住民体育館の自動販売機に、災害対応の自動販売機を導入しております。現在の自動販売機を電光掲示板が設置されたタイプのものにしてはとのご意見ですが、施設・備品を管理しています教育委員会と協議する中で、自動販売機の設置、運用会社ベンダーにも要望を行い、可能であれば入れかえ等の措置を検討してまいりたいと考えます。また、情報の発信・伝達につきましては、自動販売機に限らず、今後も本町に最も適した伝達手段を検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 電光掲示板が設置されているタイプの自販機につきましては、教育委員会との協議、要望もしていただけるということでした。今ある災害対応とされる自販機についても災害対応ということがわかるように、張り紙一つでも十分だと思いますので即対応をしていただきたいと思います。今後もさまざまな情報提供を、そして、定期的にその情報発信機能を検証する訓練をと訴え、防災対策についての質問を終わり

ます。

次に、健康対策についてお聞きいたします。

国保制度改革についてでございます。

国民健康保険制度の改革において拡充される公費による財政支援の中で、平成30年度から実施される予算配分でウエートを占めるとされている保険者努力支援制度への取り組みについてお伺いいたします。

厚生労働省の資料によりますと、保険者努力支援制度とは、医療費の適正化に向けた17項目の取り組みに対して点数をつけ、得点に応じた支援金が市町村に交付される制度です。平成28年度及び平成29年度分を前倒しで支給されている中、この制度に係る本町の取り組み、また交付額をお聞かせください。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 本町における保険者努力支援制度の取り組みについては、特定健診受診率、特定保健指導実施率、特定健診等に関連したわかりやすい情報提供、医療費通知や後発医薬品の差額通知の実施、収納率向上に関する取り組み等の実績により配点されており、平成28年度は京都府内26市町村中9位の順位となっています。交付額については、平成28年度は106万6,000円の交付、平成29年度は324万1,000円交付見込みとなっています。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 保険者努力支援制度では、ご答弁にもありましたが特定健診受診率向上、糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進など、医療費適正化につながる取り組みを、一定の指標に基づいて保険者として努力していると評価された市町村に対して、国から支援がされる制度です。

宇治田原町の実績では、平成28年度分で京都府内26市町村中9位、106万6,000円の交付額で、平成29年度分は3倍の324万1,000円の交付見込みとご答弁をいただきました。平成30年度以降も、さらなる取り組みを求められるところでは。

この制度の評価項目の中で、糖尿病等の重症化予防の取り組みが高い点数評価となっています。宇治田原町の国保の医療費の傾向では、入院外で腎不全の点数の占める割合が平成24年では1位、糖尿病も3位となっています。糖尿病の合併症には、神経障害、腎症、網膜症などが代表とされていますが、ほかにも重症化のリスクが高いとされています。

糖尿病は運動不足や食生活の変化、過度のストレスなどにより増加傾向にあり、自覚症状が乏しいため、放置されたり治療を中断する人が多く、問題視されております。糖尿病が放置されると合併症による腎不全になり、最終的には人工透析治療に移行するおそれがあります。人工透析治療は週3回ほどの通院、1回に四、五時間かかり、患者の方々の生活に精神的にも肉体的にも大きな負担となり、生活の質の低下をももたらします。また、その費用は年間1人当たり500万円から600万円と高額で、医療費適正化の面でも大きな課題となっております。

住民の健康を守る上でも、糖尿病等の重症化予防の取り組みについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 議員ご指摘のとおり、本町において全体の医療費に占める慢性腎不全及び糖尿病の割合は高く、平成25年度から平成28年度では慢性腎不全が1位、糖尿病が2位となっています。そのため、医療費適正化の観点からも糖尿病重症化予防の取り組みは大変重要であると考えています。

本町の糖尿病重症化予防の取り組みとしては、特定健診・人間ドックにおいて、ヘモグロビンA1cの通知が6.5以上の方で、特定保健指導の対象とならない医療機関未受診者に対し保健指導を実施しています。また、京都府においても保健所ごとに糖尿病重症化予防地域戦略会議等の開催や京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラムを作成し、具体化に向け重症化予防体制の推進に向け取り組まれています。

保険者努力支援制度においても配点があり、加点の達成基準としては、かかりつけ医との連携した取り組みであることが基準となるため、今後、綴喜医師会管内2市2町にて、どのような取り組みが可能か検討してまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 再度申し上げますが、糖尿病重症化予防への取り組みは、保険者努力支援制度において特に配点が高くなっております。今後も加点の達成基準にある課題克服のため、綴喜2市2町で協力して取り組んでいただきたいと思います。

次に、糖尿病への特化した取り組みについてお聞きいたします。

特定健診後の2次健診に微量アルブミン尿検査をし、陽性であれば早期治療につなげ、人工透析が必要となる人を少しでも減らしていく。このようなことから、特定健診後の2次健診に同検査をし、治療につなげていくことが大切になるとされています。ぜひ、導入の検討をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 特定健診については、圏域医師会である綴喜医師会との契約により実施するため、綴喜2市2町で協議の上、国基準の基本的な健診項目に、尿・腎機能に関する追加健診項目として、血液検査に平成20年度よりアルブミン・血清クレアチニン、平成23年度からは尿酸・尿素窒素検査を追加しています。

議員ご提案の微量アルブミン尿検査につきましては、糖尿病がある場合、糖尿病性腎症の早期発見に有効な検査と考えられますが、実施に当たり医療機関との連携も必要となるため、今後、綴喜2市2町で調査・研究してまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 特定健診後の2次健診に微量アルブミン尿検査を実施することは、医療機関との連携が必要となるため、綴喜2市2町で調査・研究していくのご答弁でした。糖尿病の治療は特に高齢になり、また認知症を発症されていると、なかなか取り組みが難しくなります。さらなる悪化を招いてしまうともお聞きしています。糖尿病重症化予防への取り組みは重要であるのご認識ですので、今後の取り組みにご期待いたします。

健康対策について、最後に、特定健診等の受診についてお聞きいたします。

特定健診を受けることは、生活習慣病の発症リスクや総合的な健康状態を知ることになります。本町では、特定健診は無料で、人間ドックにも助成があることをさらに周知し、病気の早期発見、重症化予防につなげていくため、受診率向上への取り組みをさらに求めていきたいところです。例えば受診前に送付される問診票に、前回の結果の記載をするなど、二重、三重の取り組みと、受診勧奨コール・リコールの強化が必要と考えます。今後の展開をお聞かせください。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 本町における特定健診、人間ドックの受診率向上への取り組みとしては、保険証更新時に健診等のお知らせの同封や広報紙、国保だよりへの記事掲載、啓発ポスターの掲示や啓発物品ポケットティッシュを配布しています。

また、特定健診については、対象者全員に対し受診券を郵送し、個別受診勧奨（コール）、健診期間終了前に再度はがきによる受診勧奨（リコール）を実施し、予備月を設け受診期間の延長を図っています。リコールにより、全体の12%の方がその後健診受診されています。

今後、今年度製作したのぼり旗による啓発や医療機関へのポスターの掲示等、さらに

受診率向上に向け周知を図ってまいりたいと考えます。

議員からご提案いただきました前回の健診結果の記載についても、実施可能かどうかも含め検討してまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 受診率向上にも一つ一つ積み重ねていくような取り組みが大切と感じます。綴喜医師会や管内の連携も必要とはなるとは思いますが、本町で対応できることも多くあると思いますので、特定健診等の受診率向上を目指し、コール・リコールの強化や啓発活動などに粘り強く取り組んでいただけるようお願いいたします。

次に、3点目、みんなの東京オリンピックの取り組みについてお伺いいたします。

世界を舞台に、アスリートたちが努力を積み重ね、取り組んできた成果を発揮するべく挑戦するその姿に、感動と声援に沸いた平昌での冬季オリンピックが閉幕し、パラリンピックの開催が待たれるところです。そして、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが予定されており、日本中、また世界中が注目することになります。日本での開催という、このチャンスをぜひ国際交流、また未来に希望を抱く子どもたちへの取り組みとしていただきたいと思います。

そこでまず、本町で目にしたオリンピックへの取り組みについてお聞きいたします。

環境面での取り組み、小型家電改修についてです。

小型家電の回収箱に、みんなのメダルプロジェクトとの掲示があります。東京2020年オリンピック・パラリンピックの約5,000個のメダルを携帯電話や小型家電から抽出したリサイクル金属でつくるというものです。これまでの小型家電回収の成果と、このプロジェクトについてのお考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 先月閉幕した冬季オリンピックにおいて、日本は過去最高のメダル数を獲得し、その喜びだけでなく、人々に大きな感動を与えた大会であったと思います。

このメダルにつきまして、東京2020年組織委員会では、オリンピック・パラリンピック史上初めての取り組みとして、2017年4月から東京2020年大会で使用されるメダルを、使用済み小型家電製品リサイクル由来の金属から作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を実施しており、小型家電をリサイクルして選手に与えられるメダルをつくらうというものでございます。もともと実施しておりました「使用済み小型家電製品回収」のこの回収ボックスを利用いたしまして、昨年11月

から本町でもこのプロジェクトに参加をしております。

小型家電回収の実績ですが、平成27年度190キロ、平成28年度390キロであり、そんなに多くの回収ができるわけではありませんが、東京2020年大会マスコットの選考が小学生の投票で行われたように、みずからも参加しているという関心を高める工夫が大事だと考えており、今後は小中学校へも呼びかけをすることで、メダルプロジェクトへの理解を促進していきたいと考えております。

回収された資源がメダルにリサイクルされ、大きな舞台上で目に見える形で活用されるということは、大きなプロジェクトに参加しているという実感が湧くとともに、このプロジェクトが資源リサイクルに対する意識の向上に寄与するものと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 2020年東京オリンピック・パラリンピックへの関心と、小型家電回収、資源リサイクルへの意識を高めるという多様な、またメダルへのかかわりという楽しい取り組みを住民の皆さんに十分に周知していただき、大いに盛り上がって2020年を迎えたいと思います。

次に、住民、子どもたちへの周知、魅力発信についてお伺いいたします。

宇治田原町では、近年で言いますと高校野球での甲子園出場、プロテニスプレーヤーの今西美晴さんの全日本選手権優勝、先日はダンスでの世界大会1位という快挙をなし遂げたとの報道もあるなど、子どもたちの未来に向かっての挑戦や、子どもころからの頑張りとは開いた成果を聞くとうれしい気持ちでいっぱいになります。田原小学校では、子どもたちの頑張りを垂れ幕にして敬称されておりますが、これは子どもたちの意欲につながる大切な取り組みと受けとめています。

東京オリンピック・パラリンピックは、このような子どもたちへの身近で貴重な体験となるものだと期待しております。選手として参加とはならなくても、同じ国の中で行われる祭典に何かかかわれる取り組みや町内での行事など、ぜひ行っていただきたいと思います。また、オリンピック観戦ツアーなどを通じての国際交流なども有効と考えますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 先ほど申し上げましたように、平昌オリンピックでは日本人選手の頑張りに大変感動いたしました。選手の皆さんにとって、オリンピックまでの道のりは人知れぬ努力があり、苦難を乗り越え、それぞれの思いを胸に臨まれたことと思います。また、選手を陰で支える多くの方の存在もはかり知れません。一人では乗り

越えられないことも、同じ目標に向かって一緒に進む仲間がいることは大変素晴らしいことであり、この感動がオリンピックのすばらしさであると思います。

2020年の東京オリンピックに向かって、既にさまざまなことが始まっています。日本で鍛え抜かれたわざが見られる機会に、今から多くの方が楽しみにしています。特に若い世代の人たちに見てほしいと思っております。東京と京都では離れてはいますが、今後オリンピックムードが徐々に高まっていく中で、いろいろな事業展開が予想されます。アンテナを高くし、何かかかわることのできる取り組みに積極的に参加できればと考えます。観戦ツアーにつきましては、課題も多く実施に向けては難しい面もございますが、社会教育面でのオリンピック関連事業等につきましては、前向きに検討してまいりたいと存じます。

また、スポーツのみならず、さまざまな分野において自分の夢を形にしている人も多く、人から人へその感動をつないでいます。これこそ一人一人にとってのオリンピックであると考えます。年齢や性別を問わず、チャレンジすること、できる喜びを伝え、感動をつないでいくことで機運を高め、本町における生涯学習による活気あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） オリンピック観戦ツアーにつきましては課題も多く、難しい面もあるとのご答弁でした。

オリンピック参加については、平成28年12月議会にも松本議員が、ご自身の修学旅行で前回の東京オリンピックに参加し非常に印象深かったこと、そして、宇治田原町の子どもたちが何らかの形で参加できるよう、教育機会の大切な一つとして取り組みをとの熱い思いの提案もありました。

東京と京都は離れているとはいえども、私たちの住んでいる国です。現地参加についての情報収集や、何かしらのチャンスがあればとの思いは重々持ち続けてくださるよう、これは西谷町長にもぜひ子どもたちのためにもお願いしたいと思えます。

宇治田原町内からの国際交流への積極的な取り組み、さらには教育委員会だけでなく、各課の連携で魅力発信の機会についても、ぜひとも逃すことなく、あと2年に迫った2020年オリンピックイヤーに向け取り組んでいただきたいと思えます。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、積極的にかかわりが持てる、持っていると気づける行動ができるよう、子どもたち、そして、住民の皆さんが気持ちを傾けていける取り組みと、その周知・啓発をと求め、私の一般質問を終わります。ありがとう

ございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

続きまして、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○3番（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、3番垣内秋弘が質問をいたします。

まず、4件ございますが、1件目は町長の政治姿勢ということで、平成30年度町長の施政方針の中から質問をさせていただきます。

町長は、常々、何事もなし得る百万一心を基本姿勢にしながら、諸課題を実現するために3つのきずなをしっかりと結びつけ「好きやねん うじたわら」と言っていただけまちづくりに努めると言っていたら、今も言い続けておられますが、私たち議会も同じ気持ちで町政にかかわらせていただいております。行政と議会が同じ方向に向かって目的を共有化し切磋琢磨していくことは、地方自治の姿として望ましいことと認識しているところでございます。

町長は、平成30年度においても「みちづくり」「拠点づくり」「未来づくり」という重要3本柱への思いは一層強く感じるところであります。その中で前者の2項目は京都府の主導のもとに、第1期工事においては前倒しで、庁舎完成時期に合わせていただくよう強く要請するとともに、本町の将来の拠点となる新庁舎建設は、さらに加速させて進めていただきたく願っているところでございます。

もう一つの「未来づくり」につきましては、人口減少の克服と地域創生のためのさまざまな施策を関連させるため、国、府、社会情勢の動きにも敏感に対応するための当初予算案を過去最大で編成されたということであり、町長はどのような視点に思いを寄せておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成30年度における町政運営の思いにつきましては、先般の3月定例会開会時におきまして所信の一端を申し述べさせていただきましたところであり、その内容と重複する部分がありますことをご容赦願いたいと存じます。

これまで私は、町政の最重要三本柱と位置づける、都市計画道路宇治田原山手線の整備、新庁舎建設事業、人口減少対策、移住・定住対策を公約として、その推進に向け、特に積極的・重点的に取り組んでまいりました。

こうした中、平成30年度は、最重要三本柱の取り組みをさらに加速化させ、そして、

30年先、50年先に本町に住んでいただく方の未来に向けた施策を軌道に乗せていかなければならない。これこそが2期目2年目を迎える私に課せられた使命と意を強くするところでございます。

これまで常々申し上げておりますとおり、平成30年度は三本柱に位置づける大型の整備事業が目に見えて動き出す年ではありますが、これらの三本の柱はそれぞれの取り組みが連関することにより、足し算ではなく掛け算の相乗効果を発揮することが肝要でありますことから、どの取り組みも欠けることなく一体的に進めることにより、将来に希望の持てる活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまは町長より、平成30年度においては最重要三本柱を加速化させて、未来に向けた大型の整備事業が目に見えて動き出す年であり、将来に希望の持てるまちづくりを進めたいというようなご答弁をいただきました。町長としての手腕の発揮しどころであり、何としても計画を前倒しするくらいの勢いで進めていただきたい、このように思う次第でございます。

さて、平成29年度は「お茶の京都」ということも相まって、ふるさと納税や観光面においても未来への投資も含め、まちの活性化への土壌づくりは、徐々にではありますが、実を結び着実に伸びてきているのも事実でございます。今後より一層、活性化していくためには民間と連携強化した取り組みも模索していく必要があるのではないかと、このように思う次第でございます。

本町が将来にわたっての最重要課題は人口減少対策であります。人口は今や大都市圏の一部の都市を除きまして、軒並み減少は加速傾向にあります。その傾向は今後将来にわたって、ますます加速するものと推測され、マスコミや種々の情報を集約すれば歯どめがかからず、一部の行政区ではもう成り立たないといったことも言われております。

全国的にも、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、安倍政権の目玉とし、平成27年度から平成31年度までの5年間の中で、まちの活性化に向けた取り組みを計画され現在進行中ではありますが、思いのほか、活動が停滞しているところや成果につながっていないところも数多くあるとお聞きしておりますが、本町においても重点的テーマとして「まちに若者を呼びこみ、働く場を確保する」「若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育む」「地域で見守り、安心で暮らしやすいまちをつくる」この3つの基本目標を掲げ、持続可能なまちづくりを進めるための長期的な指針と位置づけ

スタートしましたが、現状中間点を経過した現在までの成果と課題について、どのように評価されているのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 議員ご指摘の人口減少対策は、本町においても非常に重要な課題と認識をしておるところでございます。

現在、本町では、町の将来を定めるための長期的な指針、第5次まちづくり総合計画及び人口減少の克服と地域創生のための、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして「まちに若者を呼びこみ、働く場を確保する」「若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育む」「地域で見守り、安心して暮らしやすいまちをつくる」を3つの基本目標として、それぞれに展開方針と具体的な施策の内容をまちづくり戦略として定め、積極的に推進しているところでございます。

これまでの具体的な取り組みといたしましては、移住定住促進奨励金、町内雇用促進助成事業、空家・耕作放棄地活用移住促進事業など、移住・定住に資する新たな施策等をパッケージで組み合わせて実施することにより相乗効果を上げ、結果として、地域創生の政策ごとの成果目標である重要業績評価指標すなわちK P Iの達成を目指してまいりました。このような中、まちづくり戦略に掲げる多くの事業を実施することができており、少しずつではありますが、その成果も出てきていると推測しております。

しかしながら、究極の目標である人口増加が顕著にあらわれるまでは至っていないことから、平成30年度においても、「ハートのまち」プロモーション強化や空き家活用への支援などの各施策をさらに充実させる所存でございます。

その上で、具体的な施策群を位置づけたまちづくり戦略については、引き続き外部有識者や地域住民による計画の評価・点検を行う体制を整え、施策の着実な実施とこれまでの取り組み状況を踏まえたブラッシュアップに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいま町長から、人口減少対策については道半ばというような表現でご答弁をいただきました。これからも引き続いて力を入れていただきたいと思います。

現在、本町の人口問題を真剣に捉えたときに、2040年（平成52年）の目標1万人に設定して本町取り組んでおりますが、この数字というのは何か雲の上の数字のよう

に見えてなりません。決して短絡的になっているわけではありませんが、現状で見た本町の実態は、先々決して甘くはありません。本町における旧村等の地域では、10年後、20年後を想像しただけで、非常に寂しくなる思いがいたします。

つまりは、若者が激減しているため、出生数も極端に少なく、ますます衰退するのに歯どめがかかりません。今、人口減少対策に必死に取り組んでいますが、過疎化にブレーキがかからない集落対策を、今まだ大丈夫ということではなく、本町のまちづくりの観点から人口減少対策とあわせまして、過疎化対策を真剣に考えていく必要があります。

きょうは問題定義にとどめておきますが、今後この問題は避けて通れず、行政の大きな課題としてクローズアップされますので、ぜひ今から研究、検討していただくことをお願いしておきます。

次に、2件目でございますが、その1点目は新市街地の開発についてお伺いしたいと思います。

新市街地の用途地域の変更が、都市計画審議会において内容を確定されたことにより、今年度中に知事の同意を得て決定されることになると思いますが、このことにより平成30年度から新市街地における開発が一気に進むものと想定される中で、既に計画されております新庁舎はさておいて、新たに民間企業の進出が計画されて水面下での動きが部分的に活発化しているとお聞きしますが、新市街地における企業誘致計画の今後の見通しについては、どのような動きがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 昨年に都市計画の用途地域指定拡大を行いました、にぎわい創出拠点、ものづくり創造拠点、そして役場庁舎の移転を予定いたしますシビック交流拠点を含めました新市街地につきましては、早期の具現化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

中でもシビック交流拠点につきましては、他の拠点に比べ土地利用が早期になされるものと期待するところでございます。このシビック交流拠点内での企業進出予定についてのご質問ですが、本町で現在操業されております須河車体株式会社様が、新社屋の移転建設を計画されているところでございます。ご承知のとおり、須河車体様につきましては、本町に本社機能を置き、町内在住者の雇用にも積極的で、町政にもさまざまな面でご協力をいただいているところでございます。施設等の規模につきましては、あくまで予定でございますが、開発区域面積約7.3ヘクタール、延べ床面積約1万8,000㎡程度の施設整備を予定されているところでございます。

開発予定地における操業予定時期でございますが、現在の操業地が新名神高速道路事業のルート上に位置いたしますことから移転されるものであり、新名神高速道路建設事業期間などを考慮し、西暦2020年、平成32年の早い時期に操業をしたいと考えられているところでございます。

また、今のところ、他の企業の具体的な動きはないところです。しかし、今後におきましては、新名神高速道路や宇治田原山手線の整備とともに、こうした土地利用の動きは活発に進むものと想定するところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 現在誘致計画がされている、今もお話がありました企業、須河車体株式会社については、以前一度計画されておりました。具現化しなかったわけですが、今回の計画では、以前に計画された敷地面積の数倍とも言われておりますし、実現すれば雇用面、税収面等で期待されるところであり、今後、周辺の開発に大きな影響を及ぼし、相乗効果が生まれるのではないかと思います。

開発の条件として調整池の設置が義務づけられておりますが、調整池からバイパス配管を通り放流する位置関係も課題になるところでございますが、南北約1キロの中でどのあたりで何方所くらい、袋谷川及び糠塚川に放流するのか、このことは糠塚川を安全に管理し、周辺住民の安心・安全を担保する上で大変重要なことではありますが、現在どのような検討をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 議員ご指摘のとおり、森林や田畑に浸透していた雨が開発により地表面から河川へ流れやすくなり、洪水等に対する治水対策は大変重要でございます。

こうした災害の発生を防ぐため、京都府では、災害からの安全な京都づくり条例を平成28年8月に制定し、府管理河川の流域で行う1ヘクタール以上の開発行為に伴う雨水流出量の増加により、下流地域において浸水被害が発生するおそれがある場合には、技術的基準に適合した調整池の設置や適正な管理を実施することなどを義務づけされ、平成29年7月1日から施行されているところでございます。この条例は、降った雨を一時的に重要開発調整池に貯留し、河川への流出を抑制するといったものであります。

役場庁舎と同様に須河車体におかれましても、糠塚川の管理者である京都府と、この重要開発調整池の設置を含めた治水協議中であり、放流経路等も協議対象でありますことから、今のところお示しすることはできませんので、ご理解を賜りますようよろしく

お願いをいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいま、調整池の設置を含めた利水対策及び放流経路も、京都府とも協議中ということでご答弁をいただきました。ぜひ早急にまとめていただきますようよろしくお願いいたします。今後も、進捗を注視していきたいと思っております。

さて、現在開発計画をされている須河車体株式会社におきましては、先ほど少し答弁の中にも出てきましたが、2020年のオリンピックの年の前半に工場を移設したいとの考えがあるようですが、全て一気に立ち上げることはできない部分もあると聞いております。特に1,000トン級のプレス等につきましては、移設に時間がかかるとともに、2020年というのは新庁舎の供用開始と同じ年であります。

今から2年余り先のこととはいえ、この時期においては、工場進出に向けた準備とあわせ、周辺地域の環境整備が進んでいなければいけないと思うわけでありましたが、開発計画及びステップを踏まえた進捗状況、さらには地元への説明会等々、今後の概略日程を開示していただきたいと思っておりますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 開発行為につきましては、地域住民のご理解がなければ進まないことは言うまでもないことであります。開発事業の場合、事業説明の方法や日程は開発事業者と地元が協議をされ決められるもので、今回の場合、操業の時期からしましても、できるだけ早い時期に地域住民の方々にご説明をし、ご理解いただけるよう取り組まれるものと思っております。

現在の状況としましては、京都府の林地開発行為の手続に関する条例に基づき、開発事業者が地域住民との合意形成を進めるため、地元と説明会の日程など、詳細についてご相談をされているところでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 開発行為における地元住民への説明会と理解は、これは必須条件であります。地元の懸念材料は糠塚川の流下能力不足による安心・安全への不安であります。地元とコンセンサスを得ながら、今後、十分詰めながら進めていただくようよろしくお願いいたします。

次に、2点目につきまして、糠塚川、袋谷川の改修、補強についてお聞きいたします。

以前にもお聞きいたしましたが、町管理の袋谷川及び京都府管理の一級河川糠塚川は、流下能力について未改修河川であり、現状能力には不安があり、町管理河川については、

河川改修、補強等について検討を行っていると同ってまいりました。

また、府管理河川の糠塚川につきましては、中・長期的に検討要望をしていくということでありましたが、現状能力に不安があるところのリストアップを行い、早急な対策が必要かと思いますが、どのような検討をされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 京都府管理河川である糠塚川につきましては、現在短期的対応として、しゅんせつや維持修繕等を実施していただいているところでございます。また、河川整備につきましても、長期的ではございますが、検討をさせていただいております。

今後も住民の安心・安全のため、糠塚川における河川整備について早期の対策を実施していただくよう、町長みずから京都府知事へ要望しておりますし、また、河川を直接管理している山城北土木事務所長にも近年の被災状況等詳しく説明し、改修の要望をしております。今後においても、さらなる要望をしてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 河川整備については、早期の対策を実施していただくよう、町長みずから府へも要請していただいているという答弁をいただきました。過去から何回となくしゅんせつはしていただいておりますが、根本的な対策につながっていないので、整備に向けて早急な検討をお願いしたいと思います。

河川改修は、治水対策として大変重要な課題であることの認識は、当局側も持っていたと思います。以前お聞きしたときは、シビックゾーン内の庁舎建設や宇治田原山手線の道路整備とあわせて検討する旨のお話でしたが、50年に一度の時間当たり145.7ミリで算出されています数値に対し、時間当たり100ミリを越す雨量でも、糠塚川は氾濫の危険が発生する河川であります。河川はつながっていますので、上流から下流に至るまできちんと診断していただき、総合的に見て危険なところの改修等、早急な対策が必要不可欠であります。

聞くとところによりますと、予算がないために後回しになる、手をつけられないといった話をお聞きいたしますが、そのことは本末転倒であって、何よりも優先するのが住民の安心・安全であります。そのあたりを当局はどのように考えておられるのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 住民の安心・安全が何よりも優先されることは、町も京都府も同じ思いでございます。ハード面において、一級河川の点検については、京都府で実施されておりますが、短期的な対応として先ほどもご答弁いたしましたように、住民の皆様とともに、町としても強く要望する中で、修繕工事等を実施いただいております。

しかしながら、全体の整備計画となりますと時間も費用も莫大となり、容易に進められないのが実情であります。数年前の台風や近年頻発しているゲリラ豪雨、また、それ以上の事象も想定しなければなりません、そういったものに耐え得る機能を確保するには、長期的な対策にならざるを得ません。

そこで、住民の安心・安全のためには、防災面での対応が重要となります。本町では、災害情報や避難情報の伝達システムを整備しており、これまでも安心安全メールやIP告知システム等の整備を行っており、さらに今議会にご提案申し上げます平成30年度予算に屋外長距離スピーカーの整備を予定しているところでございます。

土砂災害などの危険箇所を事前に把握し、避難のタイミングや緊急情報の伝達により、命を守る行動がとれるように情報伝達してまいりたいと考えております。加えまして、先ほども申しましたように、河川整備につきましても、引き続き要望してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 新市街地のシビックゾーンにおける開発と、袋谷川、糠塚川の改修整備は、切り離しては考えられないと言っても過言ではないと思うわけであり、開発の頻度に応じて河川整備も必要であります。府に対して、さらに強力に要請していただきますようお願いしておきます。今後の推移を見きわめながら、都度またフォローさせていただきたいとこのように思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、3件目は、情報機器と教育のあり方ということで、携帯電話、スマートフォンの普及に伴う教育のあり方についてお伺いしたいと思います。

その1点目は、近年、携帯電話、スマートフォン等は急速な普及とともに、多くの人々の日常生活に欠かせないものとなっております。子どもたちにとっても通信機器を利用する機会は急激に増加し、日々の生活や人間関係を築く上でも多大な影響を及ぼしていますし、子どもたちの悩みやトラブルの原因になっているとも言われております。全国的に、子どもたちはオンラインゲームで見知らぬ人から一方的に中傷されショックを受けた例も訴えられています。

犯罪の起きにくい社会づくりと住民の命を守るための基盤整備、成長期にある児童・生徒の健全育成等は、重要な課題であります。そこで次に申し上げる内容について教育委員会のご所見をお伺いしたいと思います。

まず、現状での携帯電話、スマートフォン等の所有の実態についてはどのようになっているのか。携帯電話等はあくまで個人の所有であります。管理責任は保護者にあります。携帯電話やスマートフォンの使用に伴うリスク、有害情報や生活習慣の乱れなどの弊害から規制も視野に入れ、子どもたちを守るための取り組みも必要かと思いますが、現状の実態を踏まえてどうあるべきか、教育委員会の方針と見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 携帯電話、スマートフォンの所有の実態でございますが、宇治田原小学校では、保護者アンケートにより実態調査を行っております。その結果といたしましては、全体の所有割合は37%となっております。中学校では、京都府学力診断テスト結果として京都府の状況がまとめられており、中学2年生で74.2%が所有している結果となっております。

本町では、小中学校ともに学校へ持参しないよう指導していますが、家庭との連絡や放課後の行動上などの理由により持参することがやむを得ない場合には、授業開始前に職員室で保管するという対応をとっているところでございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒が携帯電話やスマートフォン等を保有することに対しましては、各家庭での必要性や家庭内での考え方もあり、画一的に制限をすることにつきましては、難しいものと考えているところでございますが、子どもたちを守るできる限りの取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） インターネット上の有害情報を含む、情報セキュリティーに関する基礎知識が学習できるインターネット安全教室が必要と思いますが、本町3校の児童生徒のネット道德はどのような取り組みをされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 携帯電話やスマートフォンを利用するに当たり、種々の課題があるのは皆さん認識されているところでございます。近年は、携帯型のゲーム機にも通信機能を持つものがあり、携帯電話やスマートフォンを持たない子どもも、ソーシャルネットワークシステムを利用することが可能になっており、ネット社会とのつながりを持つ機会がふえています。

小学校では、非行防止に係る授業の一環、また情報機器取り扱いの専門の方を講師に招くなどして、インターネットを利用する際の注意点、留意点などを学習する場を設けております。

中学校では、技術の授業でコンピューター学習を行いますので、パソコンに触れる中で指導や、社会の授業においては現在の情報化社会を学習する中でインターネットやソーシャルネットワークの利用方法等について指導するほか、小学校同様、非行防止に係る取り組みの中で危険性についての指導を行っているところでございます。

携帯電話やスマートフォンなどの利用は、家庭など学校以外の場が主となっておりますので、こうした学校での取り組み以上に家庭での教育を行っていただくなど家庭のご協力をいただくことが、より重要であると認識しているところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 携帯電話やスマートフォンによるいじめの確立は増加していると言われております。反面、表面に出にくい、わかりにくいのも事実であります。いじめは早期発見、早期対応に向けた取り組みが必要であります。

本町におきましても、4年前にいじめ防止基本方針が作成され、条例も制定されたわけです。全国的に見ても、悪質な事例が報告されている昨今、本町での情報機器を活用したいじめの実態について、どのように把握し現状はどのような状況にあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） いじめ調査につきましては、学期ごとに調査を実施しているところでございます。1学期の調査結果につきましては、文教厚生常任委員会でご報告させていただいております。

調査はアンケート方式で実施しており、いじめの有無とその内容を把握する形式となっております。いじめの内容には「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」をはじめとして複数の選択肢を用意しておりますが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」という選択肢もあります。1学期の結果では、小中学校ともに当該項目を選択した児童生徒はおりませんでした。

アンケート調査で実態を完全に反映できるものではないとの認識のもと、学校では注意深く児童生徒の状況を見守っており、引き続き状況の変化を注意してみたいよう、教育委員会から学校に対して要請しているところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） いじめに関しましては、実態は非常につかみにくいと思いますが、周囲の人が気がつく、いじめが表面化するときには深刻な状況にあるケースも多いわけがありますので、学校、家庭、教育委員会が情報の共有化、連携を密にして撲滅に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目につきまして、情報機器の使用と学力低下の影響度についてお伺いしたいと思います。

現代社会において、情報機器に触れることなく生活することは、大人社会においては無理な注文かもしれません。しかし、子どものライフスタイルを考えたときに、必ずしもみんなが使用していなくてもよいわけであります。スマートフォンやタブレットといった機器を過度に長時間使用することにより、視力への悪影響、睡眠への弊害、それに伴う授業への集中力の低下などが懸念される場所であります。使用時間が長くなるほど、学力への影響もあるのではと思います。

今年度、本町における全国学力テストの結果は、8分野で全て平均を下回っていたとお聞きいたしておりますが、学力との因果関係についてどのような分析をされているのか、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） スマートフォンやタブレットを長時間利用することにより、視力や睡眠への影響というのは生じてこようかと思えます。

本町における学力の状況と情報機器の使用状況との関係性については分析できていないところではありますが、自宅学習中にスマートフォンでメールなどのやりとりを始めると学習が中断してしまうということも生じているようでございます。

また、情報機器はゲームを楽しんだり動画を見るという娯楽の一面もありますが、近年の情報端末を活用したさまざまなソフト開発の中では、学習ツールの重要なものであるとの側面も重要視されてきております。授業にもパソコンを利用して調べものをしたり、情報機器を活用した授業を実施する学校では、タブレットを活用した取り組みも行われているところでございます。

児童生徒の日常生活での情報機器とのかかわりにつきましては、学校教育での取り組みとともに、家庭における取り組みもお願いしていく必要があるかと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 今、パソコンというのは誰でも操作できると思いがちですが、小中

学校でパソコン教室を受けた世代でも、スマートフォン等の普及でパソコンとは疎遠になっている若者、学生も多いと言われております。スマホはインターネット検索から動画、メールの利用まで幅広く利用できますが、スマホ等に頼っていますとキーボードの操作をはじめ、パソコンのほうが目倒れとなり、パソコン離れが生じているとも言われております。現在、小中学校でパソコン教室を実施されておりますが、大人になって操作を忘れてしまっている人も少なくなく、若年層における過度なスマホの使用による反動とも言われております。

一方、スマホ等がますます進化し普及しますとパソコンには目を向けずに、スマホに熱中しますとパソコン離れが一層進み、高校、大学、社会に行ってもパソコン操作を学び直すことが増すこととなります。若年層、特に小中学生のスマートフォン等の使用に関し、制限を設けることも必要ではないかというふうに思うわけでございます。

インターネットでフィルタリングの設定、すなわち有害なサイトにつながらないように制限する必要があります。あわせて、基礎となる小中学校でのパソコン学習のプログラムの見直し、パソコン教室のウェットづけを上げていく必要があると思っておりますが、教育委員会の考え方、判断をお伺いしたいと思っております。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 社会におきましては、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などさまざまな情報機器が活用されています。実社会に出ると文字を書くよりも情報機器を使用して正しい文字を選択するということがふえてしまっていることも事実でございます。

パソコンは備えつけられているものであり、持ち運びには一定の制約が生じますが、スマートフォンやタブレット端末は、非常に軽量小型で持ち運びに非常に便利な情報機器となっており、商談するにも活用されている状況もあります。

現在、小中学校では、パソコンの授業を実施しており、情報機器になれ親しむとともに、中学生では計算ソフトやワープロソフトの活用などにも取り組んでおります。

タブレット端末を活用したソフト開発も進んでいるところもあり、両者のメリットを生かした取り組みを行うことが望まれており、情報化社会に対応する人材を育てていくという面からも、両者を活用した学校教育の取り組みが必要であろうと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 情報機器の普及は日進月歩で進んでおります。必要に応じて正しい

活用をぜひ進めていただき、有効活用していただくということでお願いしたいと思えます。

続きまして、4件目は、国民健康保険の広域化についてお伺いいたします。

国保法改正により国民健康保険の財政運営の主体を平成30年度から都道府県とすることが決定されていますが、平成29年度も最終段階になりつつも、新年度のスタートに当たり、さまざまな条件整備と準備が必要と思いますが、4月からスムーズな立ち上げができるのか、現状の準備状況についてお伺いするとともに、過日の新聞で宇治田原町は激変緩和措置の対象行政区9市町村の中に入っていました、今後の基準なり、将来的にはどのような推移をしていくのか、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 平成30年度の税率設定等について、町国民健康保険運営協議会から答申をいただき、新税率で保険税を算定し予算編成業務を行うとともに、関連条例等の一部改正について、本議会においてご審議いただくこととしております。

主な準備作業といたしましては、京都府との日次連携等を行うためのシステム整備や被保険者証の一斉更新業務をはじめ、6月の保険税の賦課、徴収に向けた業務を行うこととしており、新年度から円滑にスタートが切れるよう、現在、諸準備を進めているところです。

次に、激変緩和措置についてでございますが、京都府が算定されました平成30年度1人当たりの保険料が、平成28年度決算をベースにした場合の伸び率が100%を超え、本町も対象となっております。激変緩和措置は平成30年度から35年度の6年間図られる予定ですが、それ以降の対応は未定となっております。先行きが不透明でありますことから、緩和措置終了後において保険税に大きな変動が生じないよう、さらに国保財政の強化を図ってまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 赤字削減等については、保険税の引き上げや財政安定化基金等を利用することになると思われませんが、給付費が大幅に増加した場合などを考えたとき、新制度の運営の中で賄えるのか、その辺についてのご見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 平成30年度からの新制度につきましては、保険給付に必要な費用は京都府から全額交付される仕組みとなり、納付金も年度途中で追加で徴収されることもないことから、平成30年度については、国庫補助金の精算に伴う返還額に

よる影響や大幅な保険税収納不足がない限り、京都府財政安定化基金の借り入れは発生しないものと思われます。

また、給付費が増加した場合には、翌年度の納付金や標準保険料率等が増加することとなるため、これらに対応すべく、本町におきましても、計画的に安定した国保運営ができるよう、基金の積み立てに努めてまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 平成30年度以降の宇治田原町の負担と保険税への影響は、今後どのように推移すると予測されるのか、そこら辺をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 本町の負担につきましては、新制度の仕組みから、次年度以降、決算補填のための一般会計からの法定外繰り入れなど、現時点では大きな影響は生じないものと思われます。

また、保険税への影響につきましては、さらなる収納率向上や医療費適正化の取り組みをより一層進めるとともに、国保広域化の影響を見る中で、先ほど答弁させていただきましたように、可能な範囲で基金積立を行うなど、急激な保険税上昇の抑制につなげてまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 2018年度（平成30年度）の国民健康保険税は、昨年度、平成28年度比で、京都府26市町村で減額されることになっておりますが、本町の国保税は府下2番目に高い水準にありますので、近い将来には府下の中でも低水準に推移するよう、健康長寿になお一層努力し取り組んでいただくようお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

続きまして、谷口整君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口 整） 先般提案をされました平成30年度予算には、昨年一般質問において提案をさせていただきました湯屋谷から奥山田に通じる歴史街道伊賀越えの道の整備費や、モンキーダッグ導入に向けた調査費などを早速計上していただきました。また、昨年12月には、私を含め4名の議員で平成30年度予算要望書を提出いたしましたところ、要望70項目のうち、中長期的検討項目以外の47項目を予算に反映をさせていただきました。西谷信夫町長をはじめ、担当課や関係職員の皆様のご尽力に感謝を申し上げ、平成30年3月定例会におけます一般質問を通告に従いまして行ってまいり

たいと思います。

それでは、まずは町長の政治姿勢についてお聞きをしたいと思います。

先ほどの垣内議員と一部重複するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

昨年再選をされました西谷町長が公約をされました最重要三本柱、1つ目には、都市計画道路宇治田原山手線の整備、2つ目の新庁舎建設事業、3つ目には、人口減少対策と定住・移住対策の推進、及びマニフェストに掲げられた全ての公約実現に向け、全力を傾注し日々精進をされておりますけれども、昨年1年間を振り返り、最重要三本柱の取り組み状況はいかがでしたでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、谷口議員のご質問にお答えを申し上げます。

昨年2月に私が町長として2期目のスタートをさせていただくに当たり、未来の宇治田原を創造する最重要三本柱の推進を住民の皆様方とお約束させていただき、これまでその実現に向けて全力を注いでまいったところでございます。

これらの取り組み状況を振り返りますと、まず都市計画道路宇治田原山手線の整備につきましては、住民会議の皆様とともに官民一体となったオールうじたわらでの取り組みが功を奏し、昨年には京都府において贅田及び立川地区にまたがる新市街地までを当面の第1期整備区間として、本町にとりまして大きな一歩である予算化を図っていただき、また国道307号以北についても、西日本高速道路株式会社への工事委託のもと、整備を進めてまいったところでございます。

次に、役場新庁舎の建設事業につきましては、これまでに策定した基本構想、基本計画等を踏まえ、さまざまな観点から、その建設位置や土地利用計画、施設配置計画、事業手法等を検討してまいりましたことから、昨年4月には庁舎整備の必要性や建設予定地について、また12月には基本設計（案）に対する説明会も開催させていただきなど、住民の皆様にご理解をいただけるよう、各種機会を通じて誠心誠意努めてまいったところでございます。

また、3本目の柱である人口減少対策と移住・定住対策の推進につきましては、本町のいいところや強みを内外に発信し、「ハートのまち」としてのプロモーション強化に努めるとともに、移住・定住された方への奨励金や空き家活用への支援、移住・定住者を雇用された事業者への支援など、移住・定住に資する新たな施策をパッケージとして組み合わせて実施することにより、多世代にわたり、住んでよしのまちづくりを強力に

進めてまいりました。

このように、これら3本の柱は、それぞれの取り組みを連関することにより、足し算ではなく掛け算の相乗効果が発揮されるものであり、一体的に進めることが最重要であるとの考えのもと、積極的に取り組んでまいりました結果、まだまだ道半ばの部分もありますものの、一定の前進を見ることができたのではないかと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま町長から昨年を振り返り、最重要三本柱については、その実現に向けそれぞれ精力的に取り組んできた旨、答弁をいただきました。

しかしながら、新庁舎建設事業については、町長が直接説明をするなど2回の説明会を実施されてきましたけれども、一部の人々からは相変わらず反対ともとれる意見が後を絶たず、住民に混乱をきたす結果になっております。新年度予算案には、新庁舎建設用地取得費など計上されており、いよいよ目に見えて動いていく時期になってきておりますが、これらの意見について、町長はどのように考えておられるのでしょうか。

30年度を前に、町政運営に当たる西谷町長の基本的な考え方、決意などをお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 私が公約として掲げております最重要三本柱の施策推進に全力を注いでおりますことは、先ほどもご答弁を申し上げたとおりでございますが、このうち役場新庁舎の建設事業につきましては、議員ご指摘のとおり、一部の方々から反対意見を頂戴したことから、私自身も出向いてできる限り丁寧な説明に努めてまいりましたものの、結果として、住民の皆様方に情報不足等により混乱を生じさせてしまうような部分があったことは真摯に受けとめたいと存じます。

新庁舎の建設は単なる庁舎機能の移転だけでなく、宇治田原山手線の整備とあわせ、本町の将来の土地利用構想とまちづくりの牽引役ともなる極めて重要な事業でありますことから、今議会にご提案申し上げます平成30年度当初予算におきまして、用地取得費や用地造成に係る費用等を計上させていただいたところでございます。

いよいよ具体的に見える形で動き出す年となる見込みですが、次のステージに進むための具体的な進め方といたしましては、用地取得や役場位置の設定条例改正等につきまして、議会の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げますとともに、庁舎建設に伴う住民説明会も開催してまいりたいと考えております。

このように、引き続き住民の皆様方の理解を得るため、誠心誠意努めさせていただきますこととお約束申し上げますとともに、本事業を含めた最重要三本柱の取り組みをさらに加速させ、30年先、50年先に本町に住んでいただく方々の未来に向けた施策を何としてでも軌道に乗せるよう不退転の決意で臨む覚悟でありますので、議員各位のご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 新年度に向けた西谷町長の思いを語っていただきました。とりわけ、いろいろと意見のある新庁舎建設事業については、今後も理解を求める努力は行いつつも、50年先を見据えた不退転の決意で臨む姿勢もあわせてお聞かせをいただきました。引き続き、公約実現に向け、全身全霊を傾け取り組んでいただきたいと思います。私も思いを共有する一人として、議会の立場から町長部局と切磋琢磨をしていきたいというふうに思っております。

次に、財政状況についてお聞きをいたします。

30年度の予算規模は、文化センター建設時の平成7年度を上回る過去最大規模の53億3,800万円の大型予算となっております。続く31年度も同規模程度の積極予算が見込まれ、地方債の残高も大きく増加し、これに伴う公債費の大幅な増加など、今後の財政運営に大きく影響を及ぼすことが想定されます。

昨年12月に策定されました宇治田原町の財政状況の中では、平成38年度には財政調整基金が枯渇し、40年度の1億7,000万円をピークに毎年1億5,000万円程度の歳入不足が生じる見込みとなっております。この財源不足の補填をどう考えているのか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 昨年12月開催の新庁舎建設調査検討特別委員会におきまして、ご説明申し上げました財政シミュレーションにつきましては、住民の皆様方に町財政の危機感を募らせようとしたものでは決してなく、現状のまま何も対策をとらなければ、今後の財政収支がどのようになるのかを示させていただくことにより、将来に向けた課題を把握し、これらの課題の解決に向けて取り組むための指針として活用するために策定したところでございます。

議員ご指摘のとおり、何もせずこのままの状況で推移すれば、各年度の財源不足の穴埋めに充当するための財政調整基金残高の減少が続き、平成38年度には基金残高が不足し、さらには平成40年度の1.7億円をピークとして、経常的に毎年1.5億円程

度の財源不足が生じてくる大変厳しい見込みとなっております。

このようなことから、新名神高速道路や宇治田原山手線整備のインパクトを積極的に活用した土地利用を図る中で、税収の増加による歳入確保に努めますとともに、第6次行政改革大綱等を推進し、これまで以上に事業のスクラップ・アンド・ビルド、効率的、効果的な行財政運営を行うことにより歳出の抑制の取り組みを行い、持続可能な財政基盤の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 財源対策につきましては、新名神や山手線など道路整備に伴う土地利用による税収増加の見込みや、行政改革等に伴う歳出抑制などで不足額を補填する旨、答弁を受けました。

しかしながら、あわせまして町債の借入額を抑制する努力も必要と私は考えております。昨年の決算特別委員会において、町債の借入残高上限額の設定を行うべく提案を行ったところでもあります。町債の借入残高上限額の設定も含め、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 歳入確保の具体的な取り組みにつきましては、起爆剤となる新名神高速道路が平成35年度に完成予定であり、それにあわせて宇治田原山手線及びその周辺道路の整備が図られ、財政調整基金の枯渇が考えられる時期までにトップセールスを行うなど、新市街地のシビックゾーンの土地利用を図り、税収増加につなげてまいりたいと考えているところでございます。

具体的な積算として固定資産税を考察いたしますと、シビックゾーンのうち、一定早期に利用可能な面積は約20ヘクタールと想定され、土地については鑑定評価額をもとに、家屋、償却については宇治田原工業団地の例に当てはめた場合、年間約1億円の税収の増加が見込まれるものではないかと推測できるところでございます。

一方、歳出抑制については、各種事業の見直しはもちろんのことですが、今後、大幅に増加する見込みである公債費については、全額交付税措置される臨時財政対策債を除き、建設事業債の起債残高総額を55億円までと定め、将来を見据えた対策を講じることにより、普通建設事業の急激な上昇を抑え、公債費に関する比率についても健全とされる範囲を逸脱しないよう、持続可能な財政基盤の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の財政シミュレーションにつきましては、向こう5年間を超える長期を見とおすことは、制度改正等により大きく変わるリスクが高いことから困難な部分がありますが、これまでと同様、ローリング方式により定期的な見直しを行ってまいりますとともに、将来の起債に係る見通しとあわせて、今回、議員ご指摘の税収の増加も加味した計画に改めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ある団体の機関誌には、財政破綻しないのかと不安をあおるような記事が書かれております。町の試算によれば公債費のピーク時には6億7,000万円と確かに大きな金額がシミュレーションされておりますけれども、この中には全額交付税算入される臨時財政対策債や交付税措置対象借入額の30%が交付税算入されます庁舎建設に係る公共施設等適正管理推進事業債分なども含まれており、一般財源ベースで公債費を見れば3億9,000万円程度というふうになり、決して本町にとって身の丈に合わない金額とは思えません。地方債発行額や公債費比率は低いにこしたことはありませんが、積極予算に伴う地方債の活用は、土地や建物という資産がふえるという見方もでき、町債という借金だけが残るといったマイナスイメージだけではないはずだと思います。いかがでしょうか。

また、必要時に活用するため積み立てられた財政調整基金が、必要事業への繰り入れで一時的に底をつくことは財政運営上の常であり、それがための財政調整基金であります。事業が一区切りした段階で、また基金造成を行えばよいことであると考えます。

基金は多いほうがよいとは思いますが、宇治田原町の将来に向けた多額の財政出動で、基金が一時的に枯渇するマイナス面ばかりに目が行き不安感が助長されております。しかし、その背景にある、未来にはばたく宇治田原創造事業の必要性をしっかりと説明し、理解を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 現在の財政シミュレーションにおきましては、公債費は平成40年度ごろにピークの約6.7億円を見込んでおりますが、この中には先ほども申し上げましたとおり、全額交付税算入される臨時財政対策債や交付税想定額も含まれることから、一般財源ベースでは約3.9億円程度の自己負担額と見込んでおるところでございます。なお、この約3.9億円には、これまでから通常的に返済している公債費の約2.3億

円も含まれていることから、実質的には約1.6億円の負担増加が見込まれるところでございます。

議員ご指摘のとおり、地方債発行額や公債費比率は低いにこしたことはありませんが、世代間負担の公平性が図れる地方債や、これまで貯金として所有していた基金の活用は、土地や建物という未来への投資資産に変えるといったプラスの見方もできるところでございます。

これまでも申し上げておりますように、新庁舎や道路網の整備を牽引として、都市的土地利用を促進することにより税収増加につなげるとともに、行政改革の着実な推進を図り、事業が一区切りした時点では、必要に応じて減少した財政調整基金を再び造成できるよう、持続可能な財政基盤の構築を図ってまいりたいと考えます。

なお、住民の皆様方の中には、大規模事業の実施に伴う借金返済のため、今後、住民福祉やサービスの低下につながるのではないかと心配される向きもあるかと存じますが、新名神高速道路の建設が着々と進む中、私は今こそ手を打って道路網等の各種基盤整備に投資する時期であり、このことが将来的に企業も住民もみんなが元気になり、人口減少の克服と地方創生の推進につながるものと確信いたしております。

したがいまして、皆様の信託を頂戴し町政を預かる私といたしましては、今申しあげました方向にしっかりとかじ取りしてまいりたいと考えております。この場でそのことを明確にお約束申し上げまして、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） これからも大型プロジェクトや小中一貫校の建設など、多額の財政需要が見込まれますけれども、継続可能な財政基盤の構築に向け、さらなる努力いただきますことを申し述べまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、学校給食についてお聞きをいたします。

本町の給食については、昨年も全国学校給食甲子園において2位となる快挙を達成するなど、調理場職員の不断の努力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。また、近隣においても行政改革の名のもと、給食調理の業者委託が行われておりますけれども、子どもの成長に直結する食育の一翼を担う給食調理は、安易なアウトソーシングに頼らず、直営堅持を続けていただきますことを求めつつ、質問に移ります。

給食食材のシイタケやミズナなどの野菜や宇治田原産の地産地消ですが、給食の大半を占める主食である米飯に使用する米の産地と、町内産を使用できない理由及び年間の

使用量はどのくらいでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 現在、学校給食共同調理場では、幼稚園、小中学校へ毎日 850食を提供しております。原則として週5日のうち4日を米飯としており、1回当たり米の使用量は約70キログラムで年間では約10.5トンとなっており、米への支出額は約400万円となっております。

使用する米は本町から山城産の米をと指定しており、JA京都やましろから精米業者を通じて学校給食会から納品していただいております。精米業者では、品質選別、金属や異物の混入防止のための工程を行っております。このルートを活用することで、品質及び必要な量を安定して確保しております。米の品質ですが、減農薬で有機肥料を使用した、「やましろのこだわり米」ヒノヒカリとしており、安全とおいしさの確保も行っているところでございます。

町内産米を一時期使用したことがありましたが、同一品質を必要量確保することが困難であったことから、現在、JA京都やましろから精米業者を通じて、学校給食会から安全でおいしい山城産米を納品していただいているところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁で、町内産の米を使用するには同一品質の相当量を集めることが困難とのことですけれども、本町においても高齢化の中で耕作放棄水田が年々増加をしております。米作農家に聞きますと、田んぼをつくってほしいという依頼があっても、農協に出荷をすれば30キロ1袋6,000円程度でしか売れない。もう少しよい単価で直売するにも売り先が固定化されており、これ以上はつukれないという話をよく耳にします。

この4月からは、四十数年来続いてきました田んぼの休耕、転作政策も廃止され、米は自由につくることができるようになりますので、後継不足で稲作をやめたいとされている水田を借り受けるなど、何人かのグループで規模拡大をし、同一品種を作付することにより、給食で年間必要な10.5トン、30キロでいいますと約400袋程度の確保は十分可能だと考えられます。

そこで産業観光課にお聞きします。

受け皿農家グループの立ち上げや品種統一、品質の確保など整理すべき課題もありますけれども、31年度作付に向け検討はできないでしょうか。このことにより、つくり手の顔の見える地元産米の給食提供と水田の荒廃化の歯どめとなり、一石二鳥の効果も

期待できますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 議員ご指摘のとおり、本年度産から主食用米の生産調整が終了し、米生産者がみずからの経営判断により生産量を決めることとされ、米生産の情勢が変わる中、これを機に地元産米を給食に使用することは、生産者の生産意欲が向上し遊休農地の発生抑止にもつながるものと思われ、本町の農業振興への効果が期待できます。また、地産地消の取り組みについても推進できるものと考えられます。

本町の学校給食における米の年間必要量が、1袋30キロで約400袋必要とすると、生産面積10アール当たりの収量から必要面積を割り出すと約3ヘクタールの水田の確保が必要となり、生産体制は既に稲作をされている個人で対応できるものか、新たにグループの立ち上げが必要となるものか、また、食の安心・安全を第一とする観点から、水稻の栽培方法や生産基準、米の品質をそろえるための検査体制や保管施設、生産者からの買い入れ単価等のさまざまな課題があると考えます。まずは、関係機関と協議する中で、課題の抽出、整理をしてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 町内産米を給食に使用するためには、いろいろと整理すべき課題があることは重々承知をいたしております。知人などからは、宇治田原の米はおいしいということをよく耳にしますので、町内産米の給食への提供を契機に、例えば本町産米に「ハートの町のハート米」とネーミングし、年々増加する本町へのふるさと納税の返礼品にも活用するなど、町内産米のポテンシャルは高いものを秘めており、また3ヘクタールの水田の荒廃も防げるということで、まさに一石三鳥、四鳥にもなると思います。生産者の顔が見える安心・安全の町内産米の給食使用については、食育にも大きく貢献していくというふうに思います。「ハートの町のハート米」構想も含め、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 学校給食におきましては食育推進施策として、議員のご質問にありましたとおり、シイタケやミズナなどの野菜で地産地消に取り組んでいるところですが、ご提案の町内産米「ハートの町のハート米」により、児童生徒に新鮮で安心・安全な食材を提供し、より本町の自然、食文化などについて身近に感じてもらうことは、私自身も本当に望んでいるところでございます。

また、ふるさと納税の返礼品の活用につきましても、町外の方に食を通じて、より宇治田原町をPRすることができます「ハートの町のハート米」の生産体制が確立できたら、ぜひとも活用したいと考えます。

しかしながら課長の答弁にもございましたとおり、生産体制確立までには多くの課題があることも事実でございます。高いポテンシャルを秘めた町内産米の活用実現に向けて、地産地消のおいしい給食を目指し、多角的な方面から検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 町内産米の活用については、町長からも、実現に向け検討するとの力強い答弁をいただきました。町内産米の給食提供、さらには「ハートの町のハート米」実現に向け精力的な検討をお願いし、この項目の質問を終わります。

最後に、自転車保険についてお聞きをしたいと思います。

自転車事故の賠償額が高額化してきたことを受けまして、本年4月からは自転車保険への加入が義務化されております。隣の城陽市では、中学生の自転車保険加入者に補助する予算が新年度予算に計上されております。まさに時宜を得たタイムリーな対応と感心をさせられました。

本町では、中学生の大半に自転車通学を認めており、ヘルメット貸与など安全指導も行われておるところであります。中学生の自転車通学における保険加入義務化に向けた取り組みはどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 維孝館中学校の状況でございますが、在校生253名であり、徒歩及びスクールバス利用による通学者を除く自転車通学者は、おおむね9割となっているところでございます。

本年4月から自転車賠償責任保険の加入が義務づけられる京都府の条例が中学生にも適用されるため、昨年10月には校長会議において制度周知を行い、各小中学校を通じて、児童生徒、保護者等へのお知らせを行っております。

自転車賠償保険は、単独で加入するもののほか、自動車保険、火災保険、傷害保険などにより加入者世帯の全員をカバーしているものもあるため、個々の家庭において保険の加入や特約契約の状況を確認しないとわからないのが実態となっております。

中学校では、通学に自転車の使用を認めていることから、新学期を控え、保険加入の実態調査実施に向けて準備しているところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁にもありましたように、中学生のおおむね9割が自転車通学しておる実態でございます。多額の賠償責任が追及をされます時代に、保険加入は必須と考えます。自転車保険のみならず個人賠償責任保険など、他の保険でも担保されるケースもありますので、全ての生徒が何らかの自転車保険に加入するように指導はされておりますけれども、加入状況を見る中で、加入促進に向けた補助金などを考えるという手法もありますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 通学に自転車を利用する中学生が、その途上で事故などを発生するおそれがございます。中学校では、自転車通学の交通安全教室を開催する、通学路上で街頭指導を実施するなど、通学を安全に行う取り組みを行っているところでございます。

通学経路上の事象は学校管理下のものであることから、自転車賠償保険につきまして周知徹底を行うとともに、万が一に備える重要性を認識しているところでございます。

保険加入に対する補助につきましては、中学生を対象とした実態調査の結果を見てとはなりますが、安心して自転車通学ができるよう、具体的な支援策の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 中学生が安心して自転車通学ができますように、加入促進に向けた支援策を検討とのことでございますので、今後4月から義務化をされるわけですが、可及的速やかに調査・検討いただきますことを求めまして、平成30年3月定例会におきます一般質問を終了します。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口整君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。午後1時30分より会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午後 0時11分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○10番（今西久美子） 今西久美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。大きく4点ございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

1点目は、学校給食費の無料化についてでございます。

義務教育費は、憲法で無償と定められておりますが、国の制度で無償なのは授業料と教科書だけで、保護者の負担は給食費や教材費、制服代やかばん、修学旅行費、学用品費、部活動に係る費用など、公立の小学生で年平均約10万2,000円、公立中学生は約16万7,000円の負担があるということになっております。

人口の減少を食いとめ、若年層の定住化を図るため、子育て支援の一環として、学校給食費や教材費を無料とする自治体がふえてきております。宇治田原町においても、給食費の無料化を実施してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 現在、学校給食を提供させていただくに当たり、幼稚園、小学校、中学校に通う児童生徒の皆さんから食材費相当としてお預かりしておりますのが約4,000万円でございます。無償化となりますと、この金額を町が負担することとなります。

議員ご指摘のとおり、他の市町村等では、子育て支援策、人口流出に歯どめをかける施策の一つとして実施されている事例は承知しているところでございます。各市町村において、その置かれた環境によって施策は展開されるものであらうと考えておりまして、教育委員会が所管させていただいております事業といたしましては、地理的要件、公共交通事情から、高校生の通学に要する経費を補助する施策を実施させていただいております。

給食費の無料化につきましては、子育て支援施策全体の施策を検討する中の一つの選択肢としてはあらうかと思っておりますが、現時点におきましては、具体的に実施する予定にはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 私は、一昨年の決算委員会でも思い切った子育て支援策が必要ではないかと訴えさせていただきました。この当時、京都府下でこの学校給食費の無料化を実施していたのは伊根町だけでしたが、来年度からは、お隣の井手町、そして相楽東部の和束町、笠置町、南山城村でも無償化を実施するとお聞きをしております。これらのまちは、確かに人口が少ない町村でございますので、過疎対策がメインであらうかとは思いますが、全国的に見れば大きな市レベルでも給食費の無償化は広がってきております。

例えば、人口3万人の兵庫県相生市の例を申し上げますが、2011年に子育て応援

都市を宣言されまして、新婚世帯への家賃補助や幼稚園の保育料無料など11の施策を打ち出されました。そして、その目玉が給食費の無料化事業でございました。これら事業の効果はてきめんにあられたとのことでございます。2006年度から7年連続で市外への転出者が転入者を上回っておりましたが、2013年度にはプラスに転じたという事例もございます。

一昨年の決算委員会におきまして、町長は、子どもは本町の未来を担う宝であると、町独自の子育て支援、本町に人を呼び寄せる施策を講じる必要は認識しているとされ、関係部署による具体策等の実施に向けて検討を早期に指示し、取り組んでいきたいとご答弁をされました。

今ございました教育委員会としては、高校生の通学費補助を実施していただいているというご答弁がございましたけれども、若い世代の転出を食い止め、転入をふやすためには、さらなる思い切った子育て支援策が必要であり、その中でも学校給食費の無料化というのは有効な施策であると考えます。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 子ども・子育て施策につきましては、一つには子ども・子育て支援事業計画を樹立し、本町が取り組んでいる各種施策の実施状況及びその成果と課題について、外部の委員にも参画をしていただく中、定期的な会議を開催し、評価しているところでございます。この評価をもとに、目標数値の見直しや新たな施策立案の参考とするなどの活用を行っているところでございます。

また、町職員と本町の企業などに勤務されている方が交流し、本町に住みたくなるような施策、子どもを育てるための施策についてアイデアをいただくなどの取り組みを行う少子化対策プロジェクト会議も開催しているところでございます。このプロジェクト会議でのアイデアを育児用品購入助成事業として、具体の施策に結びつけたものもございます。

給食費の無料化につきましては、議員ご指摘のとおり、府下市町村でも実施されるところがございしますが、それぞれの市町村における子育て支援として、成果が期待できると判断されたものと考えております。

先ほど、部長が答弁いたしました。本町といたしましては、教育委員会事業では、地理的要件から高校生の通学を支援することが優先すべき支援策であると現在考えているところであり、重点的な支援を実施しております。高校生通学時補助以外では、他市町村に先駆けて府制度を上回る子育て支援医療の実施をはじめ、多子家庭応援保育料軽

減として、町独自の軽減措置を行うなど先進的な事業展開を実施しており、子育て支援策としての事業は他市町村におくれをとっていない状況であると考えております。

こうした取り組みにより、重点的に子育て支援を行っているところであり、給食無料化につきましては、現時点で具体的な検討を行っていないところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 他市町村におくれをとっていない状況だというご答弁でしたが、おくれをとっていないという状況では私はやっぱりだめやと思うんですね。もっと先進をぜひ行っていただきたい、このように思います。

次に、新庁舎についてお聞きをいたします。

1点目は、敷地面積についてでございます。

庁舎の建設予定地の敷地面積につきましては、1万㎡とされてまいりましたけれども、基本設計ができ、パブリックコメントをする際の資料では1万5,000㎡となつてございました。その理由について、パブコメへの回答では、基本設計において周辺道路や庁舎敷地の地盤高が決まり、道路沿いの敷地境界にのり面が生じたことと、公共交通の充実や将来の公共交通機関の乗り入れを踏まえてバスなどの車両交通面積を確保したこと、あわせて受水槽、消防・水防倉庫、受変電設備等の設置面積確保したことにより、これらの面積に係る緑地帯も必要となったことによるもの、このように回答をされております。

ところが、12月23日に実施をされました町主催の新庁舎に係る説明会において、パブリックコメント時の設計図と9月2日の中間案のときの説明会時点での設計図がほとんど変わっていないんじゃないかということが住民から指摘され、副町長は両設計図がほとんど変わっていないことを認められました。そして、9月2日の中間案の説明会で、面積については言及していないけれども、そのときから1.5ヘクタールという図面を出している。9月2日から変わったということではないと、このように回答されております。

では、一体いつの時点で敷地面積が1万5,000㎡となったのか、基本設計の後ではないのでしょうか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 新庁舎建設基本計画では、庁舎の敷地面積が約1万㎡、隣接する都市公園面積が約2万㎡としたところでございます。この基本計画の

敷地面積を基本といたしまして、基本設計業務に取り組み、敷地利用施設計画が基本設計として定まってまいり、用地測量を実施した結果、必要となる敷地面積が約1万5,000平米であったところです。

ご質問の面積確定の時期といたしましては、基本設計の終盤、パブリックコメント実施前の時期であります。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） そうですよ。基本設計をした結果、1万5,000平米になったと、そういうことですね。

ところが、12月の説明会での副町長の説明と違うわけですよ。先ほども申しましたけれども、副町長は、図面は9月2日から変わっていない、9月の中間案の説明会で面積については1ヘクタールとか1.5ヘクタールとかの説明はしていないが、中間案から1.5ヘクタールであると、図面としての形は説明したが、そのときに何ヘクタールといった説明はできていなかったことは申しわけない、このようにおっしゃったんです。つまり中間案のとき、9月のときから1.5ヘクタールだったと、変わっていないと副町長は説明会で説明をされております。違うんじゃないですか。住民への説明会で、私はそんないいかげんな回答をされたことについては非常に遺憾でございます。その後、参加者からは、そんな説明されると愕然とする、大きな不信感を抱かざるを得ない、こういう声もございました。

副町長にお伺いをいたします。住民への説明を一体どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほどの答弁のとおり、敷地面積が約1.5ヘクタール必要であると判断したのは、基本設計がおおむね固まった時期でございます。

これまでの経過として、昨年9月の説明会時点では、庁舎敷地部分の配置計画イメージ図をもとに説明いたしましたが、周辺道路等の計画が確定前でもあり、あくまで中間案の説明としてイメージとして説明したものであり、結果的には最終案とおおむね同じ配置計画でありましたが、その時点では精査もできていないため、数値までは説明できなかったものであります。その後、周辺道路などの計画が決まり、基本設計が終盤を迎えた時期に敷地面積を精査し、面積を約1.5ヘクタールとして、昨年12月の説明会でご報告したところです。

議員ご指摘の説明会での回答が誤解を招くようなことになりましたことにつきまして

は、今後注意し、より丁寧な説明に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 中間案のときには数値が説明できなかつたとおっしゃいますけれども、それまでからずっと庁舎の敷地面積は1万㎡やおっしゃってきたじゃないですか。庁舎建設委員会にも、候補地4は1万㎡ですよと提示もされております。

土地代は無償ではございません。面積が1.5倍になれば当然用地費についても相当の費用がかかることとなります。費用面ではずっとコストダウンを図るとおっしゃってきたじゃないですか。こんなに簡単に敷地面積を広げることについては、私は理解できません。1万㎡とおっしゃるんなら、それに合うように設計をすべきではなかったでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご質問内容につきましては、昨年12月議会の新庁舎建設調査検討特別委員会でもご報告させていただき、ご協議いただいたところでございます。

予定よりも確かに大きな面積になっておりますが、ご説明させていただいているとおり、当初の段階で周辺の道路や新庁舎の地盤高が未確定でありましたが、時間経過とともに地盤高が決まり、贄田立川線からの進入路が必要になってきたこと、また、南北線沿いの敷地境界にのり面が生じてきたこと、また、公共交通の充実や将来の公共交通機関の乗り入れを考慮し、利用者の利便性、安全性からロータリーの設置が必要と考え、バス等の車両通行面積を確保したこと、あわせまして受水槽、消防・水防倉庫、受変電設備等の設置場所を機動的に機能するよう考慮し、庁舎北側の公用車駐車場の中央部分に計画したこと、また、これらにかかわります緑地帯約20%を確保しようとするものであります。

庁舎の敷地面積は、必要最小限となることが基本であると考えておりますし、費用も大事な要因でございます。これまで説明しておりますように、住民の方々をはじめ、利用される皆様の利便性や安全性を考慮し、通常時の動線や災害時の動線確保に配慮するなど、役場庁舎が担う役割を果たすために必要となる規模を確保することが一番大切なことであり、これが約1.5ヘクタールであると判断したところでございます。庁舎敷地や建物は、住民皆様の財産であり、決して不必要な用地を確保するものでないことをご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 副町長が幾ら説明をされても、やはり納得できません。普通、決まった敷地がまずあって、それに見合った設計をするというのが通常ではないのでしょうか。それは基本設計の結果、少しふえましたと、500平米ふえましたと、それならまだわかりますけれども、5,000平米もふえる、1.5倍になる。人口1万人弱の小さなまちで、新庁舎の敷地面積が1万5,000やと。ちょっとこれ本当にどうなんやというふうに言わざるを得ません。ちょっと普通じゃないのかなということをおぼろげに思わざるを得ないということをおぼろげに申し上げます。

次に、防災面についてお聞きをいたします。

新庁舎の建設予定地は、この間、何度も申し上げておりますが、山砂利採取後の埋立地であり、町が実施をした土壌調査では、建設を予定しているナンバー1の場所で、N値が支持層に達するのは35mから40mの深さということでございました。

町は、この土地は透水性にすぐれているとして安全だとしておられますが、しかし、国は宅地造成法施行令におきまして、盛り土をする場合においては、盛り土をした後の地盤に雨水、その他の地表水または地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊または滑りが生じないように、おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつその層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地すべり防止くい等の設置、その他の措置を講ずることとしております。

つまり、盛り土した土地は、雨水などが浸透すると緩みや沈下、崩壊等が起こると言っているわけですね。さらに、大地震のたびに盛り土造成地は地すべりの変動が起こり、1968年の十勝沖地震以来、大地震のたびに被害が発生するようになりまして、被害の件数もふえてきたことから、国は調査を開始いたしました。つまり、大規模に盛り土された宅地においては、活動崩落による被害が起こりやすいとされております。

宇治田原町の新庁舎においては、建物自体の基礎くいを打つことで問題ないというふうにおっしゃっておりますが、これまでも指摘してきましたように、周辺の土地の沈下や陥没、崩落等の心配があることは国も指摘をしているのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 前段でご説明をいただいた宅地造成等規制法施行令第5条第1項第3号の技術的基準及び後段の大規模盛り土造成地の滑動崩落のご指摘につきましては、災害発生のおそれがある場合、宅地造成等規制法の規制区域に指定さ

れるわけですが、本町におきまして調査された結果、庁舎建設予定地を含め指定区域はございませんので、ご指摘の点は該当しないものと判断するものでございます。

埋立地といったことで、今西議員が前向きにご心配をいただいておりますことには感謝申し上げますところでございます。しかしながら、昨年9月の今西議員の質問に対するご答弁の繰り返しとなりますが、新庁舎建設予定地周辺における道路の陥没や地盤沈下等の心配につきましては、道路を整備する際には、地盤試験等を行い、調査確認する中で道路設計を行い整備いたしますし、その他部分につきましても、地質調査をもとに必要な対策を行いながら安全な施設の整備を行いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 町はこの場所を自然災害に対する安全性が確保されていることから、防災拠点としてすぐれているというふうにおっしゃっております。しかし、広大な土地で30mの深さまで掘って、土を埋め戻した大規模な埋め立て盛り土地帯が、本当に安全地帯なのかと。現に30m以上も基礎くいを打たなければ建物の安全が確保できないような、そういう場所なわけですよ。そういうところが本当に安全だと言い切れるのか。

東日本大震災では、宮城県から福島県、茨城県にかけての広い範囲にわたって、丘陵地の数多くの造成宅地で盛り土の滑りや変形、地割れ、擁壁の崩壊といった地盤の変状が発生し、その家屋とともに上下水道やガスの埋設管も甚大な被害を受けました。

国は、その後、都道府県を通じて、先ほどございました全国の大規模盛り土造成地を調査し、その結果をホームページで公開をしております。公開をすることで、被害への関心を高め、防災意識の向上、防災対策の検討に役立てるとともに、地方公共団体等における危険箇所の滑動崩落防止工事等の取り組みの一層の推進を図るとしております。つまり、国は、大規模に盛り土した造成地は危険だと言っているんですよ。

町は、いつも安全に整備をするから大丈夫やおっしゃいますけれども、その前に、まずここは盛り土造成地であり、盛り土する際に先ほど申しました30cmごとに締め固めたそういう土地でもなく、30mにわたってN値が低い軟弱地盤であることから考えても安全ではない、危険であるということを私は認めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ご指摘の大規模盛り土造成地は、谷や沢を埋めた

造成地で盛り土面積が3,000平米以上、または盛り土する地盤面の角度が20度以上でかつ盛り土の高さが5m以上の腹づけした大規模な造成宅地のことを指してごさいます。

本町におきましても、盛り土造成地の位置と規模の把握調査が行われ、大規模盛り土造成地の抽出がなされ、存在はいたしますものの、宅地造成工事規制区域には該当しないことを先ほど答弁させていただいたところでごさいます。言いかえますと、規制区域に該当しなかったことは、ご指摘の埋立地における盛り土の崩壊は起きにくいという結果と言えます。

しかしながら、先ほども答弁いたしましたように、地質調査をもとに地耐力等を十分に調査した上で、構造物の採用を検討するなど安全な施設の整備を行いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 国がやりました大規模盛り土造成地の調査というのは、宅地が対象だったんですね。だから、ここは今、宅地ではごさいませんので調査の対象にはなっていないわけです。今後、庁舎を建てるということはどうなるのかちょっとわかりませんが、調査の対象になってないからこそ規制区域にもなっていないということになっているんです。先ほど申しました宅地造成等規制法は、民間の宅地が対象でありまして、公共用地は対象になりませんので、法に照らしてどうなのかと私は言っているのではなくて、大規模な盛り土した造成地は危険じゃないかということをお先ほどから申し上げているんです。

私は、安全だと防災拠点としてふさわしいと、このように言い切る町の姿勢は非常に不誠実であるということをお指摘させていただきたいというふうに思います。

次に、大きな3点目ですが、財政問題についてお聞きをいたします。

12月議会に提出をされました財政シミュレーションについて、財政見直しをお伺いするつもりをしておりましたけれども、午前中の谷口整議員の質問と重複いたしますので割愛をし、先ほどのご答弁を受けて質問をさせていただきます。

宇治田原町は、18年度、19年度で大型事業がめじろ押しで、投資的経費が大幅に増加し、町債もふえると。逆に、財政調整基金は2026年には底をつく。それでもその後も毎年1億5,000万前後の収支不足が起きる。こういうシミュレーションでごさいました。住民の皆さんからは、本当に宇治田原は大丈夫なのかと、私たちの負担がふえるのと違うんですかと、また現在の行政サービスが削られるんじゃないですか、子

や孫の代まで借金返済に苦しむような計画はおかしいんじゃないか、こういった声がございます。

先ほどの谷口議員へのご答弁では、積極的な土地利用による税収の増加を図ると、そして歳入の確保に努め、さらには行革大綱を推進して持続可能な財政運営に努めていきたい、このように答えられましたけれども、積極的に土地利用をして、固定資産税が1億円ふえるということでしたが、基準財政収入額が上がれば、地方交付税は減りますよね。

それを見込んだときに、新市街地で一体どの程度の企業が、どれだけ、いつまでに創業することが必要なんでしょうか。また、行政改革とおっしゃいますが、毎年何を対象に、どれだけの予算を削るのか。そのことで住民への負担をふやすことがないのか。行政サービスを削ることはないのか。本当に持続可能な財政運営が図れるというのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 歳入確保の具体的な取り組みにつきましては、新名神高速道路が平成35年度に完成予定であり、それに合わせて宇治田原山手線及び周辺道路の整備が図られ、財政調整基金の枯渇が考えられる時期までには、新市街地のシビックゾーンの土地利用を図る中で税収の増加につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

先ほど、谷口整議員にも町長が答弁申し上げましたとおり、シビックゾーンのうち、一定利用可能な約20ヘクタールの土地で固定資産税額を資産したところ、年間約1億円の増収が見込めると推測しているところでございます。確かに税収が増加すれば、交付税算定上の基準財政収入額が増加し、理論上、地方交付税は減少いたしますが、今回の資産ではシビックゾーンの開発に伴う固定資産税のみで行っており、固定資産税以外の法人町民税や新名神高速道路インターチェンジ付近での土地利用に伴う税収増加も別途期待できることから、交付税の減収分を相殺いたしましても、年間約1億円の増収は過大な見込みではないと考えておるところでございます。

一方、行政改革の推進につきましては、単に予算を削り住民の負担をふやすものではなく、職員各自が主体性やチャレンジ精神を持ち、創意工夫により住民サービスの維持、向上に努めるものと考えております。もちろん、今後の行財政運営におきましては、限られた財源を有効に活用する必要があり、各施策における費用対効果等についてもしっかりと検証する中で施策を推進することは当然のことながら必要になってまいります。

行政サービスや住民福祉の低下を招くことのないよう、持続可能な財政基盤の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） まちを活性化して、人口をふやして税収をふやす。そして、住民サービスをさらに拡充していく。そういう好循環をつくり出していくんやというのは私もそう思います。

ただ、その方法は、私が考えているものとはちょっと違うんですね。持続可能な社会をつくるというのであれば、企業誘致に依存するのはやめるべきだと思います。企業を誘致したらあかんと、そんなふうに言っているのではないんですよ。今の町が余りに新市街地への企業誘致に期待をし、安易に税収をふやすとしていることは問題だと思います。

なぜなら、企業誘致など呼び込み方の開発方式は、次のような問題点が指摘をされてございます。第1に、誘致先の地域で上がった利益は本社に還流し、地域内に循環しないこと。第2に、誘致企業の拡張も撤退も企業の採算性で決定をされ、地域の事情等は考慮されないこと。したがって、第3には、誘致のための補助金や減税、インフラ整備費用など、財政支出が回収できない場合も多いこと。第4に、自治体が地元企業の育成、発展よりも企業誘致を優先し、誘致企業の数を追うようになるという弊害もある。このように指摘をされております。

私は、同じ税金を使うなら、先ほど最初の質問で申しましたけれども、給食費の無料化のように子育て支援をしっかりとすることで、若い世代の流出を防ぎ、流入や出生率をふやす。それ以外にもさまざまな施策を打つことで着実に人口をふやしていく。そしてまた、地元の中企業や地元商店、農林業をこれまで以上に支援をし、しっかりとあげてもらって税収をふやす。こういう方向にいくべきだと考えております。

大きな投資をして借金をふやし、結局は借金返済で住民に負担を強いるような危険のある計画は、いま一度、立ちどまって再考すべきであると思います。町長はいつも、住民の声を聞くことは非常に重要であるとおっしゃっております。この際、各地区を回り、住民の声に耳を傾けてはいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） まずもって、私は余りにも過度な企業誘致を期待、依存しているということでは決してないわけでございますけれども、町長に就任して以来、やはりまちの発展のためにはしっかりと町長はトップセールスしてこいと、議会のほうからもいろ

いろとご意見をいただく中、進めておるところでございます。

また、都市計画道路の山手線につきましても、やはり新市街地の開発が次につながっていくというふうにも思っておるところでございます。そういった牽引役にもなっていくというふうに思っておるところでございます。

また、やはり京都府南部地域は、これからさらに発展していく、広域的にも発展していくということでございます。本町におきましても、大手のデベロッパー、また商社等が、今どんな状況ですかという問い合わせまでいただいております。新名神高速道路という日本の国土軸が本町を通過し、インターチェンジも整備されるという、千載一遇のチャンスを逃すことなく、本町の活力あるまちづくりに生かしていこうとすることは、住民皆様方の付託をいただきました本町をお預かりする私の責任の立場からすれば、当然の姿勢であろうかというふうに思っておるところでございます。

このような基本的な考え方のもと、先般、施政方針において述べましたハード整備だけに傾注するのではなく、子育て支援や移住・定住対策、安心・安全なまちづくりなど、各種ソフト事業にも盛り込む中、それぞれがお互いに連関して事業効果が高まるようまちづくりを推進してまいりたいと、事あるごとに申し上げておるところでございます。

もちろん、まちづくりを推進する上で、住民の皆様方の声をお聞かせいただくことは非常に重要であり、これからも各種機会を通じて皆様方のご意見をお伺いするとともに、あわせて本町のまちづくりに関する私の考え方もご理解いただけるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 今、企業誘致に期待、依存しているのではないというご答弁がございました。大手のデベロッパーからの問い合わせもあるというふうなお話でしたけれども、さっき言いましたけれども、私、別に企業誘致をしたらあかんと言っているわけではないので、そこは誤解のないようお願いしたいんですけれども。

ただ、先ほどのご答弁からも、シビックゾーンの固定資産税や法人町民税、新たな土地利用に伴う税収増ばかりにやはり期待をされているというふうに受けとめました。そこに地元企業や商店や農林業の活性化などについては言及もございませんでした。

また、今回、新庁舎を理由に周辺のインフラ整備は全て住民の税金で実施をするということになってございます。町長が新市街地開発、企業誘致に前のめりになっているのは明らかであります。そのために大きな投資をする、借金をふやす、貯金を使い果たす。午前中には、財調基金がなくなるのは別に常にあることやというようなご意見もござい

ましたけれども、黒字になって、貯金を積み増すときが本当に来るのかどうか、そんな期待を私はできないというふうに思います。もし、思うように税収がふえずに赤字が累積するようなことになれば、宇治市ではございませんけれども、住民負担増、サービス切り捨てということになるのではないかという思いがあるわけです。大きなリスクのある計画は中止すべきだというふうに思います。

それでは、最後に移送サービスについてお聞きをいたします。

1点目は、移送サービスの現状についてでございます。

高齢者福祉サービスの一つでございます移送サービス事業について、現在、社会福祉協議会が実施をしておりますが、現在の利用の状況はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 移送サービスについてでございますが、公共交通を利用することが困難な重度心身障がい者や身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない要介護3以上の方など、合わせまして400名程度の方が利用対象となりますが、これを社会福祉協議会の移送ボランティア登録スタッフ10名、車両3台で対応しているのが実情でございます。

また、利用数につきましては、おおむね毎月10回から20回程度となっております、自宅と医療機関等との間を送迎することが主なものとなっております。

ボランティア登録スタッフの出務体制は、各自のご希望により決められており、全員が均等に出務することにはなっておりませんことから、スタッフの体制からいたしますと、現行の利用数が適切な利用数量であるというふうに受けとめております。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 私自身も運転ボランティアの一員でございまして、先日、3月1日でしたが、ボランティア10名のうち9名が一堂に会して意見交流をいたしました。その際にボランティアの皆さんから出された意見は、実際に移送する回数は月1回あればよいほうで、なぜこんなに少ないのか。ボランティアをして役に立とうと思っていたのに拍子抜けである。せっかくの制度なのにもっと使われないともったいない。このような意見がございました。

現行の利用数が適切であるというご答弁でしたけれども、ボランティア自身はそうは感じておりません。現在の年間の利用数は、昨年で142件でございました。以前、2008年は270件を、このときはボランティア16名でしたけれども、問題なく運

営をしておりました。

先ほどのご答弁では、対象が400人程度ということでしたが、現在登録しておられる方は32名でありまして、さらに実際に利用している人を見ますと、わずか10名程度でございます。これ、対象者にきちんと制度の情報が伝わっているのでしょうか。きちんと周知をする必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 対象となられる方々には、町広報紙や社協の発行する刊行物などで周知をしております。登録の有無に関しましては、個人それぞれのご事情やご都合などもあるかと思いますが、対象でありながら登録されていない方々の理由は調査しておりません。また、登録数と利用数の差異は利用するかどうかわからないけれども、とりあえず登録だけはしておくというお考えの方もあるようですし、何がしかの事情でご利用いただけなかったケースもあろうかと推察するところです。

先ほども答弁いたしましたように、ボランティアスタッフの出務が一定でなく、ばらつきがございますことから、利用希望日とのマッチングが必ずしもうまく運ぶとは限りません。このようなことも登録者数の数字にあらわれているのではないかと考えるところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 周知につきましてははしているということでしたけれども、現状では、私は周知ができていないというふうに考えております。例えば、介護保険のケアマネジャーさんとか、障がいのある方でしたら相談所等を通じて、ぜひとも周知ができるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、利用基準の見直しについてお聞きをいたします。

高齢化が進み、高齢者だけの世帯もふえてございます。高齢者の運転による事故もよく耳にいたしますことから、免許証の返納も推奨をされているところでございますが、宇治田原で車の運転ができなくなれば地域によっては買い物や病院通いにも支障をきたすこととなります。

現時点で移送サービスを利用できる人は、先ほども少しございましたけれども1つ目に、要介護認定3以上の人でなおかつ歩行困難な人、2つ目に、身障手帳1級から3級、下肢・体幹・視覚・聴覚障がい各1種の人、3つ目に、療育手帳A、精神障がい者保険手帳1級の方とされておりますけれども、この基準では利用したくてもできない人がございます。バス等では行けないために病院までタクシーで往復6,000円かけて行っ

ているという方のお話も伺いました。必要な方に利用していただけるよう、この基準、見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 現行制度の対象とならない方々にも拡大せよとのご質問でございますが、さきに申し上げましたように、体制的な面から現状が筒いっばいの状態であり、体制を考慮せずに対象のみ拡大すれば、真の意味で利用したくてもできない人が出てしまいます。

運転免許証の返納等のご指摘も理解いたすところでございますが、この件は当該移送ボランティアサービスとは別の問題であるというふうに考えておりまして、一緒の議論とすることには無理があろうかと考えております。

このようなことから、現行サービスを維持する観点からも対象の拡大は考えておりませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 今後、私はこういった制度が必要な人がふえていくだろうというふうに思います。町としてはボランティアの養成にも積極的に取り組み、住民のニーズに応えられるように充実をしていくことが大切ではないかと思いますが、今後の方向性をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 移送ボランティアを務めていただくためには、2種免許を所持されているか、所定の講習を受講していただくことが条件となります。講習受講の費用は社協が負担することとしておりますが、ボランティアスタッフの数は思うように伸びてはおりません。これは、運転中の事故など、通常のボランティアとは異なるリスクな要因が存在するため、当該ご本人がちゅうちょなさったり、ご家族の同意が得られなかったりすることがあるようでございます。

ボランティアという性質上、強制することもできませんので、飛躍的にボランティアスタッフを増員することは難しいと思いますが、地道にご理解の輪が広がるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 宇治田原町が高齢者介護福祉計画を策定される際に実施をされました高齢者の生活と福祉に関する調査によりますと、65歳以上の方と要介護認定者の方と2種類実施をされたわけですが、それぞれ自宅で過ごせるようにするために希望

するサービス、在宅生活の継続に必要なサービスを聞いたところ、福祉車両で自宅から病院などに送迎してくれるサービス、移送サービスがトップとなってございました。ご承知のことと思います。

この結果を見ましても、必要な施策であるということがわかります。今の部長のご答弁は非常に消極的でしたが、この間、ボランティアはふえているんです。リスクキーなこととはありましたけれども、この2年間で3人の方がボランティアに参加をしていただきました。

住民のニーズに応え、ぜひ積極的に取り組みを進めていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

続きまして、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○1番（谷口重和） 皆さん、こんにちは。久しぶりに1番、谷口が通告に従いまして一般質問を行います。

本日は5件ございまして、公共交通、公共施設、宇治田原の文化財、学校教育、農業施策でございます。

まず最初に、昨年3月議会の一般質問で行いました鉄軌道について、再度質問を行います。

前議会では、遠い未来のためにも鉄道をと題し、滋賀県が推し進めているびわこ京阪奈線の鉄道構想では、信楽から宇治田原を通り青谷から京田辺までのルートを想定しており、京都府南部地域には京都南部横断鉄道新線研究会がございまして。この鉄道構想は同じルートのように、本町にとっては実に大変夢のある構想であります。

鉄道さえあれば交通渋滞の心配もなく、定住・移住や人口問題にも一気に加速解消されるのは当然、また、税収アップにもつながると思います。そのためにも遠い未来を思い、ともしびであってもこのともしびを消すことなく、夢、幻で終わらせないためにも鉄道構想を大きく推し進めていただきたいと質問いたしましたところ、答弁として、すぐに答えの出ることではないが、引き続き関係自治体とともに各種活動を進めていくとの答弁をいただきました。そのときの総括として、京都南部横断鉄道ができれば京都南部は大きく変わり、宇治田原はその中核になるゆえ、近隣自治体とともに活動をさらに推し進めていただく旨、お願いをしておきました。

先般、行いました住民と議会の懇談会の意見の中でのほとんどの参加者が、電車があれば、電車が宇治田原を今通っていればという多数の意見、いや、この会場だけではあ

りません。今日までいろんな数多い住民の皆様の声も私は何年も聞いております。この宇治田原に一番必要なのは、また全住民が一番今望んでいるものは、それは鉄軌道であります。未来、いや将来、やはり宇治田原町を繁栄させるため、定住・移住対策、企業誘致対策はもとより第5次総合計画全体の成功も大きく前進すると思います。

信楽から青谷京田辺ルート、もう一つの京阪電鉄の石山宇治ルートも、これも可能がゼロではないと思います。大きな事業は30年かかるのは普通です。実現に向けては20年、30年、50年、いや、それ以上かかろうと夢を実現化するため、本事業に対する資金も備蓄していく必要があります。地元負担も相当な金額となるのは当たり前と思います。そのときは地元住民の皆様のご理解は得られるはずであります。北陸新幹線も京都南部ルートが決定された今こそ重要なポイントグッドチャンスであると思います。本町では鉄軌道構想を企画してはと考えます。

和束町では、長年の夢、宇治木屋線が決定され、本町も新庁舎までの山手線が実現間近になり、新名神高速も着々と工事が進んでいます。山手線同様、宇治田原町住民、企業、各種団体などオール宇治田原町で取り組んで、負の要素はないと思います。今のままではらちは明かない、そのための住民会議、促進協議会などの立ち上げを提唱いたします。

鉄軌道こそ本町にとって最高の礎になるはずであります。全国的には廃線がふえる中、逆行してもよいと思います。地元負担が何十億かかろうと、それは明るい未来投資になるはずであります。しかるに行政は、つまり町長はどのような考えをお持ちか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それではお答えを申し上げます。

本町の鉄道構想は、びわこ京阪奈線の整備を目指し、滋賀県のびわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設期成同盟会に呼応し、京都府側の沿線市町で構成した京都南部横断鉄道新線研究会を平成8年に設立しており、毎年府県の交流事業等、積極的に行っているところでございます。私の議員時代の平成16年度に近畿地方交通審議会の答申で、びわこ京阪奈線が構想路線と認知されたところですが、約15年近く経過した現在もまだ具体的な動きがないのが現状でございます。しかし、このような中、北陸新幹線京都南部ルートの決定は、今後追い風になるものと認識をしておるところでございます。

本町は、現在、新名神インターチェンジのインパクトを利用した都市整備を図っているところですが、城陽市のアウトレットモールや和束町の星野リゾート進出など、近隣

市町の動きが活発になっている中で、宇治田原町をアピールするためにもインフラ整備は重要であり、必要な未来への投資であると考えています。あわせて、鉄道整備ができるとなれば、移住・定住対策で課題となっている公共交通の充実に大きく寄与し、山合いのまちから便利な田舎暮らしのできるまちへと、先日「ハートのまち」移住定住プロジェクトで作成したパンフレットのように、まさに「ちかいつ」がより一層、実現的なものになるのではと思いをはせるところでございます。

この未来への投資という気持ちは、今回の予算にもあらわれておりますように、最重要三本柱の推進をまずは実現し、未来に希望と責任を持てるまちづくりを精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

鉄軌道整備が実現できるようなまちづくりに成長させていくことも、私の重要な仕事と考えます。これは先の長い長期的な取り組みであり、すぐに答えの出ることではございませんが、今後におきましても、関係する自治体とともに引き続き各種活動を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○1番（谷口重和） ありがとうございます。

新名神、新庁舎、山手線など宇治田原町にとって夢が少しずつ具体化してまいりました。次は、鉄軌道実現化を鉄軌道こそが本町発展の糧になり、また奈良線複線化にも参画していることから、積極的にモーションを加速させることによって奈良線複線化も充実促進し、本町が進化するアクティビティなまちに向かっていくと思います。関係各位、議員諸公のご理解、ご賛同をよろしくお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、公共施設のあり方、特に不動産借地について。

この案件については、過去2回質問してまいりましたが、特に借地問題に関しては、一向に進捗がまだ見られません。長引けば長引くほど、借地料は膨大な金額となりかねないと思われます。箱物は、高度成長期の人口急増に伴って集中投資された公共施設の老朽化が進み、施設の更新需要が高まってきました。今後、巨額の更新投資負担が集中して発生すると予想され、税込減にも加えまして、扶助費等の増大が見込まれる中、更新、修繕費等の確保が懸念されます。加えて新庁舎建設も事業化してまいりますと、公共用地も相当多くなるのは確実であります。

こういった状況の中、公共施設のあり方について検討すべき時期に既に来ていると考えます。今回は過去2回にわたり、本町では庁舎来客用駐車場、総合文化センター駐車場、教育施設など、その他多くの不動産借地があり、最近ふえたところもあると思いま

す。現在までに支払った借地料は膨大な金額と、前回もお聞きしたはずであります。

こういった公共施設またはその附帯の設備などについて、本町の将来を考え、今後の使用形態等を踏まえた上でどのように挑もうとしているのか喫緊の課題であると、これも前回から申し上げてまいりました。

その後、中でも懸念が絶えない不動産借地についてはいまだ正式な回答も進捗すら報告もなく、ほぼ2年が経過しております。またまた繰り返しますが、時間はとまったままなのか、いや、時間はとまってはくれません。買収できるところは買収し、返却すべきは返却をする。それは部分的でも可であります。もし、買収が不可能な場合は、代替地を模索してはとも提唱いたしておきました。

改めてお聞きいたします。不動産の利活用、特に不動産借地はこのままでいいのか、町長の率直な考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 公共施設における不動産借地につきましては、過去にも議員からご質問いただいております、本町におきましては、現在も駐車場や駐輪場など不動産の借上げを行っている箇所が複数ございます。

以前にもご答弁申し上げましたが、公共施設等総合管理計画において、施設そのものが維持継続との方針が示された施設の借上げ地につきましては、権利者の意向を踏まえるとともに、各種条件等を総合的に考慮する中で早期に判断すべきと考えておりますが、その実現には至っていないことから、引き続き努力をしまっている所存でございます。

また、平成32年度には新庁舎の移転を予定していることから、移転後の役場庁舎や保健センター、子育て支援センターなど、トータル的な公共施設の活用方法も検討する中、不動産の借地においても検討、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○1番（谷口重和） ありがとうございます。

不動産借地につきましては、新庁舎完成時にはある程度の整理といたしますか、結論づけがなされるようお願いをしておきます。

次に、宇治田原町の文化財について。

宇治田原町の文化財について、本町ではいろいろな文化財があり、それはどなたにでも誇れる文化財であると思っております。しかしながら、京都府からの指定を受けた登録文化財は見当たりません。有形では建造物、考古資料、歴史資料、古文書、工芸

品など、ほかに天然記念物、史跡名勝、また無形文化財もあると思います。

数年前、何軒かの茶商の歴史を多額の予算を投じて調査をして冊子を作成されました。この件はいかかなものか。有形文化財の中核としては、主に永谷宗円生家、禪定寺、各神社、社寺などの仏像、ほかにまだまだあると思います。田原小の校門はこのほど立派に改修され、価値観が上がり変容いたしました。無形も多々あり、中でもまちを代表する田原三社祭り、奥山田ねりこみ囃子などがあります。

しかるに、このような町内の文化財を総合的また分析的に京都府の文化財指定へ具申しているのか、いないのか、それとも、そのクラスに到達していないのか。指定を受けているなら、どの項目で何点受けているかをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） まず、宇治田原町におけます文化財の指定状況についてご説明申し上げます。

建造物では、府指定1、府登録3、町指定9、町登録1で、合わせて14件でございます。美術工芸品では、彫刻として、国指定重要文化財6、府指定1、町指定12で、合わせて19件でございます。続きまして、書跡、典籍では、国指定重要文化財2、町指定2で、合わせて4件。有形民俗では、町指定1件。無形民俗では、府指定1件、府登録1件で、合わせまして2件。記念物では、史跡として町指定1件、天然記念物及び名勝3で、合わせて4件となっております、指定等文化財の合計は44件となっております。

主な府指定文化財につきましては、建造物として禪定寺本堂仁王門2棟、美術工芸品として巖松院木造千手観音像が指定されており、このたび、無形民俗として湯屋谷の灯籠行事が指定されることになりました。

この指定は、保護団体である湯屋谷区や本町文化財保護委員等の京都府への働きかけや調査協力の成果であると考えております。今後も未指定の文化財につきましては、積極的かつ継続的に京都府への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

ここで、京都府の文化財保護制度の概要についてご説明申し上げます。

府指定文化財は重要文化財、国宝に指定されていない文化財で、京都府にとって重要なものを保存及び活用のため必要な措置を講ずるため指定されるもので、指定に当たっては京都府文化財保護審議会に諮問されなければならない、指定には告示が必要となります。指定文化財の所有者等は、府条例、規則、府教育委員会の指示に従い管理しなければなりません。

登録等文化財は、指定以外文化財を台帳に登録し、保存及び活用のため必要な措置を

講じることができるようにするもので、審議会に諮問は必要となりますが、告示の必要はなく、所有者等の管理責任も厳しくありません。

また、平成29年度から暫定登録制度が創設されました。これは指定及び登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、滅失、毀損などにより文化財の価値が損なわれるおそれがあると認められる指定外文化財を台帳に暫定的に登録することができるようにしたもので、緊急の必要があると認めるときは、指定外文化財の保存のため必要な措置を講じることができるようになりました。

次に、平成20年度から平成25年度までに実施しました茶史編さん事業の成果でございますが、この成果につきましては、宇治田原町茶史調査報告書としてまとめられ、その他の成果品とあわせて、現在宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォームが推進します宇治茶の文化的景観の世界遺産登録に向けた調査研究の基礎資料として活用されているところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○1番（谷口重和） ありがとうございます。

たくさんあることがわかりました。たくさんあることがわかりましたが、若者たちにも知っていただくために、今後これ以上の周知をよろしく願いいたします。

次に、小学校教育の一貫として質問をいたします。

まず、私が教育の質問をするのはおかしな話であります。些細な質問を1点いたします。結論から言いますと、10歳、ほぼ小学4年生になったとき、2分の1成人式、10歳の加冠などを組み入れては、名称はどうであれ、責任感の理解できる少年たちに育つすばらしいインパクトになるはずであります。

例えば、クラス行事として父母家族参加の話し合い、ゲーム、将来の夢などを語り合う。一例ですが20歳になったらを記録に残しタイムカプセルで保存し、20歳の成人式にてチェックオープンをし、その時点の成果を論じ合うなど、いろいろな手法はあると思います。

教育の充実また自覚、資質、学力向上の観点からも本人は当然のこと、教育委員会、学校、家族、ましてやまちぐるみの協力があってこそ、それが全てアップし、それゆえ当人たちも立派な人間に成長してくれるはずであります。単なるサンプルではあります。が、当局の思いをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 2分の1成人式は、成人の半分の年齢に達する10歳、小学校

4年生のときに開催されるところがあります。

本町におきましては、小学校で実施したことがあります。内容は、家族への手紙を読む、合唱、手紙を渡す、これまでの学校生活の映像を見る、感想を述べ合うといったものです。この取り組みは、学校行事に位置づけられているものではなく、学級、学年の取り組みとして実施されたものでございます。

2分の1成人式に対しましては、これまでの10年間を振り返り、成人式までの10年間に向けて自分の夢や希望を考えさせ、将来を描くためのきっかけとなる、また参加された保護者は非常に感動したというようなことが全国的な取り組みがなされている中で感想として出ており、有用な事業であるとの評価があります。

一方では、保護者への感謝を強要させるものであるとの批判的な意見もあります。さまざまな家庭環境がある中で、親子関係、家族関係が複雑化しており、参加する児童が苦痛に感じてしまうとの意見です。

このように、よい面、課題、両面を持つ取り組みでございますので、学校での児童や家庭の状況を考慮し、実施する場合にはその内容を、実施の有無についても学校現場の判断を尊重すべきものであらうと教育委員会としても考えているところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○1番（谷口重和） ありがとうございます。

批判的な意見、この点について課題を克服している学校も少なからずあると思います。例えば宮城県。学校現場の判断を尊重は理解できますが、よりよいサポートをお願いしたいものであります。その点よろしく願いいたします。

次に、農業施策、ため池管理者について。

ため池の保全管理、ため池管理者についての質問をいたします。

水稻耕作者も、現在では販売価格の低迷、高齢化、その他いろいろな問題が発生し、今後も耕作離れが多くなると考えられます。そうした中で、水稻耕作者やため池受益者が池を放棄すると大変な事態になります。豪雨などで洪水が発生すれば、ため池は凶器と変貌いたします。住民からこの不安をできる限り解消しなくてはなりません。

そのためにも、ため池管理者の管理意識、管理知識、管理認識向上アップの必要があります。勉強会、講習会、そして管理全般についての指導要綱などがあれば、それを配布するなりして、管理者の体制強化を図り得れば管理者の責務に対する認識と必要性が充実していくと考えられます。原課はどのような考えかをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご答弁申し上げます。

本町には、各地域に大小のため池が点在しており、水田農業には欠かせない重要な施設であります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、米価の低迷や耕作者の高齢化、後継者不足により耕作されない水田がふえ、今後、ため池の管理も不十分になり、災害等につながることを懸念されます。

本町では、毎年、梅雨時期から雨季の対応として、ため池の決壊を未然に防ぐため、ため池管理者に対して水位の調整や余水吐けの清掃等の安全管理を通知しているところでございます。

今後、ため池管理者へは先ほど申し上げましたため池の安全管理の通知に加えまして、ため池の構造や役割、日常の維持管理のポイントや非常時の対応等のマニュアルを配布し、ため池管理者が常に安全性について意識を持っていただけるよう取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○1番（谷口重和） ありがとうございます。

管理者の責任軽減のためにも、よろしくお願いをいたします。

最後に、これも毎回同じような文書になりますが、ため池の安全対策について質問をいたします。

繰り返しますが、約60年前の京都南部大水害が発生した折、本町では多くのため池が決壊いたしました。ため池の堤体さえ頑丈で、また貯水量の調整などができていれば、死亡者もそれに家屋、農地等の被害も少なかった可能性があったと思います。

ゲリラ豪雨だけでなく、線状降水帯と呼ばれる次から次へと同一線上にやってきて、想定外の大雨を降らす現象も最近見られます。雨アラートなる用語もちまたでは聞き及びます。近年、河川改修も含み治水対策は相当できてまいりました。しかしながら、ため池といいますと、堤体を含む調査等は終わりましたが、そのみで安全対策はいまだ講じられておりません。ため池の受益者はほとんどが弱者であり、改修工事を具現化するような力もなく、そのため、ため池管理者の管理責任も日増しに多くなってまいりました。見渡せばのどかな田園風景も見られるものの、休耕田も多く、荒れ果てた放棄地とも思える箇所すら目にとまります。

2年前の一般質問で、余水吐け部分掘り下げ手法等を提案発言し、また受益者や利用者のいなくなった不必要なため池は即時処分すべきと申し上げたところ、一昨年でしたか、行政の協力、指導のおかげで、老中水利組合において、受益者も利用者も現在いな

くなった傷んで不必要であった近隣の皆様も心配しておられたため池が処分され、本当によい一例ができました。この事業は、ため池が小規模であり、当組合の資本金も合致し、補助も加算して処分に至ったと推察しております。

大きなため池は、現在利用中で処分ができません。せめて受益者、利用者、管理者、すなわち水稻耕作者の耕作維持のためにも、常々申し上げております余水吐け部分掘り下げを、個人または土地改良組合と協議の上、1カ所テスト的に実施してはと考えます。安全対策、被害減少対策の観点からも、一度テストケースとしてできないものか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） ため池の管理者に対しましては、毎年、梅雨の雨季や台風シーズンには、防災上の観点から、水を抜いて水位を下げることや余水吐けの清掃などを通知しているところでございます。

また、ご質問にありました廃止されたため池は、宇治田原町南地区の貯水量1,500m³規模の池で、平成28年に利用されていないことから廃止されました。

今後も利用実態がなく、利用が見込まれないため池につきましては、防災上の観点から、関係者の合意のもとに廃池にさせていただけるよう働きかけてまいります。

ご提案いただきました、ため池の余水吐けの掘り下げ実施のテストケースにつきましては、技術的には可能で有効と考えておりますので、町単費土地改良事業補助金を活用いただく中で、ため池管理者において実施していただけるか協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防災上の観点からは、ため池の安全確保につきましては、管理者が池の水位を下げるなどの日常管理が非常に大切であると考えています。ご提案のテストケースを含めまして、行政といたしましての取り組みを十分検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○1番（谷口重和） ありがとうございます。

安心・安全の観点からも、また平常時の作業効率向上のためにも、テストケースを実施していただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹君の一般質問を許します。藤本君。

○8番（藤本英樹） 8番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、定例会一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

まず、本年度の小中一貫教育について質問いたします。

宇治田原町小中一貫教育制度が本格的にスタートし、施設については一体型整備に向けたスケジュールを本年度中に議会にも示すという方向で検討されており、今後お示しいただけるものと思っております。

また、各学校においても、宇治田原町立維孝館学園という名称を使用して学校行事に取り組んでおられますが、いまだ学園長任命問題は解決されておられません。平成29年度における具体的な小中一貫教育の推進として、小学校間、小学校と中学校間の交流を実施されたのか、また学園長をどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 小学校間、小学校と中学校間の交流に関する具体的な内容でございますが、小学校間で従前から取り組んでいるものとしたしましては、修学旅行、林間学習、陸上運動交歓記録会、サンガつながり隊などを今年度も実施しております。今年度につきましては、小学生が奥山田地区での化石学習会を合同で実施しております。

中学校と小学校との交流では、中学校の英語及び音楽担当教員が小学校に出向き授業を実施しているほか、中学生の合唱コンクールに小学6年生が鑑賞しております。また、6年生は中学校への体験授業やクラブ活動の体験を行うなど、中学校への円滑な移行に向けての取り組みを行っております。児童生徒の交流は授業の合同実施が主なものとなります。

小中一貫教育では、児童生徒を指導する教職員の考え方、捉まえ方を同じ方向性を持っていくことがより重要であることから、月1回の頻度で小中企画会議を開催し、各専門部会の指導方針の確認や取り組み方針、事業展開も統一化を図っています。また、町内全教職員を対象に合同研修会を開催し、教職員の交流とスキルアップへの取り組みを行っております。とりわけ今年度はカリキュラムマネジメントの研究に着手していることから、両小学校の教員を対象にカリキュラムマネジメントに特化した研修についても実施しているところでございます。

維孝館学園の学園長についてでございますが、現在は、教職員を中心とした検討組織の中で学園代表として維孝館中学校校長を指名しております。今年度の各種取り組みを行う際には、維孝館学園学園代表として使用してきたことがありますが、私どもの説明不足もあり、種々の捉え方をお持ちになった事態を招いたことは事実であると考えてお

ります。まずは、学園代表についての位置づけを明確にしていきたいと思いますと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） では次に、学校間の交流について質問いたします。

本年度の小学校運動会は、9月23日に田原小学校と宇治田原小学校で実施され、心配していました天気も好天に恵まれ盛大に開催されました。ただし、両小学校とも駐車場が大変手狭であり、観覧に来られた保護者の方の路上駐車が数多く見受けられ、近隣住民に迷惑をかけていたことも事実でございます。

そこで、現在は、宇治田原小学校と田原小学校で同日にそれぞれの小学校ごとに開催されている運動会を、小学校間の交流の場として住民グラウンドで合同開催することはいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） ご提案いただきました小学校運動会の合同開催につきましては、駐車場に対する課題を解決するには一つの有効的な手法であると考えます。今現在進めています小中一貫教育、小学校間の連携、一体化の側面から、両小学校の児童が一堂に会することで多くのメリットが生まれてくるものと考えております。

現状の小学校における運動会に向けての取り組みですが、ダンスや演技などの集団活動となるものは、何度も何度も繰り返し実施し、場合によっては放課後や授業の組みかえ等を行い、フォーメーションの確認や統一感の醸成等、クラスや学年の状況に応じて臨機応変に対応しています。また、運動会は、小学校高学年がリーダーとして下級生を取りまとめる機会でもあり、学校単位での取り組みが重要となります。

先ほどの答弁でも申し上げました陸上運動交歓記録会であれば、あらかじめ各学校で練習を重ね、一堂に会した際に順番に走る、跳ぶ、投げるということを行うことで対応できますが、このあたりの調整が困難であろうかと推察されるところでございます。

移動手段を確保することで課題が解決されるものであるのか、想定している以外にも種々の課題があるのか、小学校の状況を確認しながら検討していくことが必要であろうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 住民グラウンドでの開催となりますと、まず保護者や観覧者の方々の駐車場の心配は不要となります。総合文化センター、住民体育館の駐車場を使用し、不足の場合はJAや森林組合にも協力要請を行い、それでも足りない場合は維孝館中学校

のグラウンドを開放することも可能と考えます。

また、宇治田原小学校区にお住まいの祖父母の方のお孫さんが田原小学校区で暮らしている場合、逆に田原小学校区にお住まいの祖父母に対して、宇治田原小学校区に通学している場合など、祖父母の方はご自身が通っていた母校の運動会を観覧することができないケースも考えられます。さらに申し上げますと、息子さんは実家で同居されておりますが娘さんは宇治田原町内の別学区に嫁いでおられ、双方小学生のお子様をお持ちの場合などは、祖父母の方はどちらかの運動会を選ばなければならない場合が生じてきます。

今、申し上げたケースはかなりまれなケースかもしれませんが、宇治田原小学校区で一番児童数が多いのは緑苑坂地区でございます。各小学校学年ごとの児童数や競技、演技時間の配分、会場設営などの検討する課題は数多くありますが、将来的に施設一体型を目指すのであれば、同規模の運動会を開催することとなり、避けては通れない課題でもありますし、小学校間の交流を図るには絶好の機会となると考えます。

また小中一貫、施設一体型を目指して取り組んではおられますが、施設問題はそう簡単に方向性を導き出せる問題ではないと考えております。現在、別々に開催されている運動会や学習発表会、持久走大会など合同開催しても問題がないと思われる行事から小学校間の交流を深めることも、小中一貫教育をより具体化していく中で大切なことではないかと考えておりますので、ぜひご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

防災力の向上における災害時応援協定について質問いたします。

本町は、周辺を宇治市、城陽市、井手町、和束町、久御山町飛び地と滋賀県甲賀市、滋賀県大津市と隣接しており、いざ災害となると宇治市、城陽市、井手町、和束町の2市2町は同じ京都府であり、京都府広域消防相互応援協定を締結していただいておりますので、主体的に支援いただくことになると思います。ただし、宇治田原町が被災したということは、周辺市町である宇治市、城陽市、井手町、京田辺市においても被災されている可能性も高く、逆にいいますと同じ京都府内であり、援助したくてもできない状況になることは安易に想像できると思います。

そこで、少し離れて距離を置いた岐阜県池田町、兵庫県加東市と近隣他府県であります滋賀県甲賀市と防災協定を結んでおられると思いますが、なぜもう一つの近隣他府県である滋賀県大津市と防災協定を結んでいないのかお伺いいたしますとともに、今後、防災協定を締結する予定のある市町村があれば、ご答弁願います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員のご質問にお答えを申し上げます。

近年の大規模かつゲリラ的災害の発生を受け、京都府内の行政や防災関係機関のみの対応では、住民の生命、財産の保護など活動に十分対応できないことも考慮されておるところでございます。

そこで、本町としましては、近隣市町村における同時被災も想定に入れる中で、災害時相互応援協定の締結を積極的に取り組んでまいったところでございます。選定に当たりましては、お茶の産地間同士という特性を生かし、締結条件に見合った自治体を選定する中で、東は岐阜県揖斐郡池田町と、また西は兵庫県加東市とのそれぞれ災害時相互応援協定を締結したところでございます。さらに、隣接している滋賀県甲賀市とも協定を締結し、災害時の対応強化を図ったところでございます。

ご質問の滋賀県大津市につきましては、現在あくまで事務レベルではありますが、協議を進めておるところでございます。今後、まずは大津市との締結に向け、京都府や防災関係機関、また議会とも調整いただく中で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 大津市は、言わずと知れた滋賀県の県庁所在都市であり、近畿地方でも大きな都市の一つに該当いたします。備えあれば憂いなしという言葉があるとおおり、災害という大きな困難に直面したとき、宇治田原町単独で困難に立ち向かうにはかなり厳しい局面に接することとなります。

周辺自治体にも被害が発生し、支援したくてもできない状況に陥ることは容易に想像できますので、まず滋賀県大津市と防災協定を締結いただき、宇治田原町の周辺を固め、あとは大阪府、奈良県、和歌山県と近畿各一市町村ずつぐらい締結できるよう検討していただきますようお願い申し上げまして、一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、藤本英樹君の一般質問を終わります。

続きまして、浅田晃弘君の一般質問を許します。浅田君。

○5番（浅田晃弘） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、5番、浅田晃弘が一般質問を行います。

まず、防犯力の推進向上について問います。

本町の地域防犯については、防犯推進ネットワーク協議会や綴喜防犯推進協議会宇治田原支部、また小学生の登下校を見守っていただいている見守り隊等の皆様方による日ごろからの子どもたちの見守りや、振り込み詐欺等々の啓発活動等にご尽力いただいている皆様方に大変お世話になり、感謝を申し上げるところでございます。

全国的に振り込み詐欺等に遭われた方がたくさんおられる中で、本町においては被害を受けた方がないと聞いております。本町においては、大変ありがたいことでございます。ことし2月に、自治体職員、金融機関を名乗る特殊詐欺が多発する中で、早速、詐欺に注意してくださいと新聞折り込み等で啓発していただき、素早い対応が被害防止につながっていると感謝するところでございます。

また、昨年12月ごろか、本町内にくぎやねじくぎが散乱していると議会の中でも報告を聞いており、町として広報していただいておりますが、大変困ったことです。町内では、たくさんの方が被害に遭われたと聞いております。私の車もパンクいたしました。もちろん、田辺警察署に届けをするとともに、連携しながら取り組んでいただいていると思います。2月3日付で役場だより、道路のくぎに注意してくださいと啓発していただいたことにより、1月にはあつたくぎの散乱が、啓発していただいているからは散乱報告がないと聞いております。町と警察が連携しながら啓発活動やパトロールの実施をしていただいていることはもちろん承知しておりますが、全住民で抑止力を高めることは非常に重要であると思っております。

そこで、昨年3月議会でも一般質問いたしました。あくまでも抑止力向上のための防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置について、平成30年度においても予算計上していただくことは存じていますが、現在の状況と今後の設置計画について質問いたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、浅田議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、田辺警察署管内でも還付金詐欺、またオレオレ詐欺等の特殊詐欺が多発しております。また、本町では、町内の広範囲にわたって道路上にくぎがまき散らかされる事象が発生してきております。本町といたしましても、通報により、くぎの確認と回収を行う中、新聞折り込み、回覧等により注意の喚起を行ったところがございます。また、特殊詐欺の対応といたしましては、詐欺にご注意くださいという内容で啓発チラシを新聞折り込みしたところがございます。

ご質問の防犯カメラにつきましては、平成29年度に町設置の地域みまもりステーション

ョン、宇治田原保育所をはじめ、一般社団法人安全・安心まちづくり推進機構（S A P I C）との連携により、京田辺市消防署宇治田原分署、田原小学校の4カ所に設置し、またドライブレコーダーにつきましては、町内を巡回する町営バスや清掃車など計7台に設置を行ったところでございます。

今後におきましては、今議会にご提案させていただいております予算におきまして2年計画で公用車へのドライブレコーダーの設置を計画しておりますとともに、防犯カメラにつきましても、協定を締結しておりますS A P I Cとさらに連携する中、設置を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

犯罪のない安心・安全なまちづくりは誰しもの願いであります。今後も、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 町長から答弁をいただきありがとうございます。

日ごろから素早い対応をしていただき感謝するところです。まちぐるみで犯罪を起こさせないことが非常に重要であり、住民みんなが常に意識を持ち、助け合う、これが基本と思っております。そのため、情報の共有、発信が最重要と認識しており、引き続き防犯力を高める取り組みを推進していただきたいと存じます。

答弁いただきました抑止力を高める防犯カメラの設置やドライブレコーダーの設置について、計画的に進めていただきますようお願いを申し上げ、この質問を終わります。

次に、お茶の京都交流拠点として、西ノ山集団茶園隣接地における茶畑展望スペースの整備を平成29年度には造成工事、駐車スペース、デッキ工、階段工等の整備をしていただき、実に茶畑の展望及び本町の町並み等の宇治田原町らしい、すばらしい景観が見えてきたと思います。

そこで、平成30年度においても予算計上していただき、引き続き整備をしていただけるものと存じておりますが、今後、最終的に西の玄関口として、新名神高速道路の宇治田原インターチェンジも含み、どのように整備していくのかを質問いたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 西ノ山集団茶園に隣接する展望スペースの整備についてご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、西ノ山集団茶園は平成22年度に完成した京都府下最大級の茶園で

あり、面積は甲子園の3.4個分という、実に壮大な規模の茶園であります。

本年度においては、本町の西の玄関口として、この茶園を眺められる展望スペースの整備を進めており、大型バスが2台、乗用車が18台とめられる駐車場と約100㎡の展望デッキを設け、周囲の芝張りなどを行うなど、今年度中に大方の造成工事は完了する予定でございます。

来年度においては、駐車場の舗装やガードレール等の外構工事、植栽工事などの予算を要求させていただいているところであり、今後は安全性、快適性、美観を向上させるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、将来的には新名神高速道路の（仮称）宇治田原インターチェンジが完成すれば、インターチェンジをおりて宇治方面へ向かうルート上に位置することになり、今まで以上に宇治田原町の魅力の一つであることをアピールする必要があると考えております。

観光案内看板等での誘導や茶園の向こうに広がる宇治田原町の各スポットを知れるような仕掛けもあわせて考えてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 今年度実施の造成工事内容、次年度工事予定内容につきましても、予算案に計上されており理解するところですが、先ほど課長の答弁の中で、新名神高速道路のインターチェンジが完成すれば、今まで以上に宇治田原町の魅力の一つであることをアピールする必要があると出てくるようになりましたが、そのための施設として、また西の玄関口の施設として、将来的なところをもう少し具体的に、町長の思い、ビジョンがありましたらお聞かせいただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それではお答え申し上げます。

西ノ山集団茶園に隣接する展望スペースにつきましては、府下最大の面積約15ヘクタールという広大な茶園を眺めることができる絶好のロケーション、高いポテンシャルを持つ場所であることから、観光振興計画の推進及び観光によるまちづくりの実現を図るため、平成29年度より段階的ではありますが、展望スペースとして整備に取り組む、本町への観光誘客、そして観光交流につなげていきたいという思いでございます。

今後の整備につきましては、短期的には町内外からの来訪者が集える展望スペースとして、ハートPR事業も合わせたハード整備を行ってまいりますが、長期的なこの施設

に対する私自身の思い、将来ビジョンとのご質問ですが、今後の新名神高速道路の開通に伴う（仮称）宇治田原インターチェンジの設置など、ダイナミックな環境変化を追い風として、将来的には、この場所で来訪者がゆっくりと足をとめ、お茶を飲み、食を楽しみ、眺望を楽しんでいただけるような施設、来訪者に来てよかった、また来たいと満足を与えることができる時間、空間をあわせ持った施設にできればと思いを抱いておるところでございます。

具体的なビジョンとして申し上げるところまで至っておりませんが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 町長の思い、ビジョンを聞かせていただきました。その思いを実現できるよう、ぶれることなく頑張ってくださいと思います。

宇治田原町内外から来訪される方にお茶の魅力、PR、観光も生かした宿泊可能なにぎわいのある施設として、計画的に整備して行ってほしいと思います。本町の魅力を高めるために、ぜひ、実現させていただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、浅田晃弘君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

次回はあす3月9日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

延 会 午後 3時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 谷 口 重 和

署 名 議 員 今 西 久 美 子